

# 市民経済委員会会議録

平成20年3月11日(火)

(開 会) 10:36

(閉 会) 14:37

## ○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開会いたします。「議案第15号 平成20年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○ 事業管理課長

「議案第15号 平成20年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をさせていただきます。予算書の299ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれを195億4,505万5千円とするものでございます。平成20年度の本場開催は、GⅠレース15日、GⅡレース10日、通常レースが昨年度同様に60日、合計で85日の開催といたしております。ナイトレースは、GⅠプレミアムカップレースを6月に開催いたしまして、8月の通常開催とダイヤモンドレースの合わせて3節、14日間開催の予定でございます。場外発売につきましては、延べ247日、うちリレー開催26日を含んでおりますが、受託する予定でございます。本場、場外合わせまして、合計332日の開催予定となっております。

主な内容につきまして事項別明細により説明させていただきます。まず歳出からでございますけれど、予算書の309ページをお願いいたします。委託料、競走会業務委託料3億3千万円は、小型自動車競走会が民間法人化されることに伴い、消費税の納税団体となりますので、消費税分1千万円を上乗せして計上したものでございます。同じページの負担金補助及び交付金のナイトレース照明設備借上負担金の7,492万1千円は、ナイトレース開催経費14日分を計上したものでございます。同じく負担金補助及び交付金の一番下になりますが、西日本選手互助会交付金の9,410万8千円は、毎年補助金を出している飯塚所属の選手で構成する福利厚生を目的とした互助会から、解散したい旨の申し出がありました。この解散に当たっては、平成14年に多数の退職者を出し、多額の退職記念品料の支払いを毎年の選手会費と補助金から分割で支払いを続けてきており、現在でも退職者未払分14人分、8,496万6,500円などを支払わなければならない状況も続いておりまして、退職記念品料特別会計の清算が必要となり、毎年交付している額2,352万7千円の4年分を解散一時金として給付の依頼を受けました。市といたしましても、解散すれば、毎年交付している補助金が今後は不要となることから、この際、収支改善計画の期間中に、助成を打ち切りたいと考えているものでございます。

312ページの施設改善費、平成20年度は、収支改善計画の最終年度となりますが、その事業に関連するものとして、修繕料1,700万円は、平成9年に設置したCSシアター大型画面の劣化・焼きつきにより映像提供に支障が出てきておりますので、修理するものでございます。同じく15節「工事請負費」のうち、競走場駐輪場新設工事410万円は、正門入り口付近を整備して来場されるバイク等を整理するため設置するものでございます。競走場喫煙室新設工事1,990万円は、各特別観覧席等を分煙化して、ファンの皆様に快適環境を提供しようとするものでございます。競走場中央食堂改修工事6,320万円は、食堂の厨房部分を改修し、メニューも増やした中で、より多くのファンに利用していただくようにするものでございます。次に313ページ、「公有財産購入費」、自動発券機設置費2億1,900万円でございますが、これは、併用発売が可能な施設として、第1発売所に発券機を30台導入するものでございます。以上、設計委託等も含めまして、交付延期をする交付金約5億3千万円のうち、約3億2,600万円を使い、収支改善に向けた事業を行うものでございます。また、それ以外に、施設改善事業に関するものとして、競走場受水槽改修工事9,960万円は、レース場全ての水を供給している受水槽で老朽化が激しく、安定的な水の供給をするため改修するものでござい

ます。

次に歳入でございますが、303ページをお願いいたします。勝車投票券発売収入の183億4千万円は、場外発売委託も含めた本場85日分の売上見込みを計上いたしましたものでございます。また、受託事業収入でございますが、場外発売業務負担金8億5,310万円は、リレー開催も含めます247日間場外発売を実施することにより、得る収入でございます。全体的な売り上げの見込みといたしましては、78億3,500万円を見込んでいますところでございます。304ページをお願いいたします。基金繰入金、小型自動車競走場施設改良基金繰入金2千万円は、施設改善等に対する資金不足を生じたため、基金より受け入れるものでございます。以上、簡単でございますが、予算の補足説明を終わります。

引き続きまして、お手元に配付しております「事業収支改善計画の進捗状況」につきましてご説明させていただきます。なお、資料の訂正をお願いいたします。資料の標題中、「事業収支改善計画の進捗状況」と記載しておりますが、「進捗状況」に訂正をお願いいたします。平成18年3月に事業収支改善計画の承諾を経済産業大臣から受けて以来、着々と推進してまいりましたが、平成20年度が最終年度であることから、その進捗状況を資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず、平成18年度の「第3発売所の改修及び中央食堂全面改修」を平成20年度に変更して、「従事員の労働条件の変更」を前倒して全従事員を解雇し、パート化を実現いたしております。平成19年度での「各入場門の改修、コインゲート化」は、競走法の改正により入場料の無料化も可能になったことことから、コインゲートを設置しないことといたしております。次に、好調な場外発売をより推進するため、正面広場を冷暖房が可能となるように計画いたしておりましたが、建築基準に合致しないことから断念し、これに代わるファンサービスとして、特別観覧席を整備して、映像装置を増設した環境を提供することに、計画内容を変更いたしております。平成20年度には、完全併売が出来る体制づくりの一環として、自動発券機を設置するものでございます。なお、当初は第3発売所で計画をしておりましたが、第1発売所に場所を変えております。また、中央食堂の改修は、快適な空間の提供と食堂のメニューの充実により、より多くの方が利用していただけるよう、改修をするものでございます。当初計画にはありませんでしたが、CSシアターの大型映像装置の修繕、特別観覧席等の喫煙室及び駐輪場の整備などを実施してまいります。この間の収支改善計画での交付延長した交付金は、予定では15億3,056万円で、そのうち9億7,717万円を使い、収支の改善を図るものでございます。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 岡部委員

新しく市民経済委員会ができたときの所管事務調査の中でも再三私はお尋ねをしておいた問題について、基本的な質問をさせていただきたいと思うんですけど、今、課長のほうから3カ年計画の進捗状況ということで資料をお出しいただいております。今年予算表を見ますと312ページですか、13節と15節。中央食堂の設計と工事、6,500万円という数字が挙げられておるわけですがけれども、まず基本的に聞きたいのは本市が経済産業省のほうに出したというか了解をいただいた、3年間の資料を出していただいておりますよね。これと整合性があるのかどうか、基本的に。まずそれからお尋ねいたします。

○ 公営競技事業部長

この事業収支改善計画が、計画に全体的に実施が、整合性があるのかということの質問だと思いますけど、多少変わっておりますけれども、たとえば平成19年度の正門広場のところを冷暖房を入れてするということは、何のためにするかといいますと、場外発売をより推進していかうということであるという意味からいけば、それができないということでもありますので、大型画面を付けたりとか、特観席を利用しようということのコンセプト、それは変わっており

ません。ただ、多少やることは増えたりとかやり方を変えたりとかいう方向ではしております。

○ 岡部委員

私がお尋ねしたのは中央食堂のことでいまお尋ねをしておるわけですね。それで、今部長は多少ということを言われたけど、この平成18年度に経済産業省に出した中では民間企業の導入とかこういった問題を出してあるわけですね。当然その3年間の負担金を先送りしていただくと、1年5億円ですか、15億円先送りしていただく条件として、とにかく活性化、レースの振興というのがメインに出てくると思うんですけど、私はこの新しい、6,500万円かけて作る中央食堂、誰が使うんですか。

○ 公営競技事業部長

中央食堂につきましては委員ご指摘のとおり民間の資本導入も視野に入れるということで計画をしておりました。しかしそれはまだ今の段階では決定しておりませんで、社協がやるか、それとも民間を入れるかというのはまだ決定していない状況です。ただ、厨房はある程度区切って使用できるようにはしておこうということは考えております。

○ 岡部委員

私が勘違いしておったらそれでいいんですけどね。私は6,500万円かけてまた引き続き社協にやっていただくというふうな考え方をあなた方がお持ちで、もしやられているとするならば、この3カ年計画の基本の原則と、僕は違うというふうに理解しているわけですよ。社協のために6,500万円もかけて改装するんじゃなくて、本市のレースの活性化と振興のために6,500万円かけてやると。ということはあなた方が平成18年度の計画の中に載せていた民間企業の導入というものがね、本来いけば小さなことじゃなくて大きなこととして表に出てくる必要があるんじゃないかと。別に私は社協に恨みがましく思っているわけじゃないんですよ。思っていないですよ。ただ、長々言うつもりもないんですけど、最後に一つだけ、思うのは昔は1年のうちのたった80日か100日くらいでしかやってなかった。今は場外があるから300日から営業しているわけですよ。であるとするならば、私も長く議員をさせていただいて、社協以外にも煮込みホルモンだけじゃなくて他にお客さんのサービスとしていいものがあるだろう、という話で探したこともあるんですよ。だけど、結果的に1年のうちに三分の一しか営業しないところに手を挙げて入ってくれる業者なんていなかった。今は300日営業ができる状況になってきているから、はっきり言ってあなた方がその気さえなれば多くの業者の選択肢が得られると思う。また、もう一つここだけお尋ねしたかったのは、そういうふうな形のをあなた方は考えてあって、なおかつ平成18年度の民間の導入というものをきちんと履行する気持ちがあれば、何も本市が投資をしなかったって、新たに出資して出てこようかというところが自分のところの事業展開にあわせて投資をしていくという社会があるんじゃないか、そういう選択肢もとれるんじゃないか。つまり、最終に業者決めて、例えばですよ、すかいらくにしたってロイヤルにしたってモスバーガーにしたってどこでもいいですよ。そういうふうなところは、そういうふうなところのカラーとか持っているわけですよ。ということはそういう業者を選択すれば、そういう業者が自分とこのお金でやるわけですよ。うちが6,500万円のお金を使って、事業計画を立ててこうやって予算書に載せられているからね、「ああ、社協のためにやられているのかな」というふうな私、基本的な疑問を持っておった。だから、そうじゃなければそれでいいんですよ。だから、これからオープンにしているいろんな企業の参画を促すと、それはそれで僕はお願いをしたいという気持ちがあるけど、そのためにはこの6,500万円というのはもったいない話だな、と。本当言ったら、出てくるやつが改造するのが筋じゃないか。こちらはその会社のカラーにも合わないものを作っておいて提供するというのは、僕は本末転倒しているというふうな気がするんですけど、その点はいかがですか。

○ 公営競技事業部長

今のところ中央食堂はこれから先、来年度以降どうなるかわかりませんが、中央食堂に関

しましては本場開催85日しか開いておりません。向こうのCSシアターの分だけが三百何日開いているということで、これから先の使用方法についてはこれから考えていきたいと思いますが、中央食堂のそういう民間を入れるという最初の計画につきましては一応それも視野に入れて考えていこうと今のところ思うんですけど、全体を、厨房を区切って一つ一つ違う業者を入れていこうという計画はありますけど、全体をたとえばすかいらくみたいところに任せてやろうという計画は最初からしておりませんでした。それで、うちで作っておいて民間に貸すなら使用料をとってさせるという形になると思います。

○ 岡部委員

80日しか開いておりませんというふうな形だけど、そうじゃなくて活性化策というのは80日を300日開けますという形の中の選択肢も取れるわけでしょう。既存の事業日数にあわせて保守の投資をやりよるわけじゃない、逆にね。だから私は本末転倒しているんじゃないですかと。あくまで考え方は80日である、今社協が使っている、この二つを外さなくて改造しようという形になるからこういうふうになるんじゃないかと。考え方によっては、本来の経済産業省に出した案どおりあなた方がここに書いている、平成18年度に民間企業導入による食堂メニュー等の充実もひっくるめてという部分を書いてあるけど、それをやれば何もうちが100%丸ごと抱えて6,500万円もやることはないのじゃないかという質問を、私は今やっているわけですよ。それと、80日とか言うけど、300日開けようと思ったら、施工者は飯塚市ですから開けられるわけですよ。そういう選択肢も活性化であり振興策であるんじゃないかということをお尋ねをしているわけです。答弁はいりません。ただ、今年で3年が終わるわけですよ。これで15億円棚上げしていただいて、その15億円の成果を来年、今度示さないとかん形になるわけでしょう。そのときには改めてこの3年計画の検証というものをさせていただくと思うんですけども、どうもあなた方の中には掛け声は非常に勇ましいけど、やることは今の既存の状況を確保したまま、堅持したままやろうかというふうに見受けられるわけですよ。これについてはよく考えておいてください。このまま終わるわけじゃないからですね。お願いしておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 道祖委員

オートレース場に一番近いところに住んでいますので、ちょっと言わせてもらおうと、あの地域は食堂というのはないんですよ、遠いんですよ。今、岡部委員が言ったように、当初この計画が出たときの発想というのは、既存のやつというよりも民間活力を使うということになれば、オートレースに来ない人がいつも立ち寄れるような食堂を作らないと、オートレースに来る人だけを対象にして食堂を充実したとしても、新たなファンは来ないんじゃないかな、と僕は思っているんですよ。だから、そこに飯に行っておいて食べてついでにオートレースするくらいの価値観、考え方を変えていかないとね、収支の改善なんてならないんじゃないかと思えますけど。今のやり取り聞いてたらですね、敷地があってその中の今度は入場料がタダになるからちょっと違うのかもわからんけれど、枠の中、柵の中にある食堂を充実するだけで外に向けて「ここに食堂がありますよ、誰でもいらっしゃい」という感じではないような受け方をするんですけど、果たしてそれでいいのかどうかですね。やはり検討すべきだと思いますよ。80日じゃなくて、オートレース場が300日開いているということになれば、やっぱりちょっと違う形で収益を上げる方法というのは出てくるんだろうと思えますけどね。だから、いいですか、いらんこと言いますが、宗像のユリックスは食堂が外向きになっているんですよ。コスモスコモンを作るときにですね、私は土手側に作るように一所懸命いったんですよ。もしくはそれが可能ではないとするなら、商店街側に向けてお客さんが来るように、見せるように、外側に作るべきだって言ったんですよ。結果としてコスモスコモンのやつは土手側にも作らないし、建

物の中に食堂を作ったんですよ。結果としてどうですか。一般のお客さんがふらっと寄るような環境にないから結局経営が行き詰まって何社か変わったでしょう。そういうことを考えたら、官の発想じゃなくて民の発想でいかないと収益なんて上がらないと思いますよ。だから、やっぱりここは考えなおすべきだと思いますけど、そうすれば岡部委員が言ったように今の社協だけじゃなくて他の人たちだって大手だって出てくるということだってあり得ると思うんですよ。だから、こういう形でやるという提案を、オートレース場がそういうことを考えて提案制度にして、その中から選んでいくぐらいの感覚を持ってないと、従来どおりだったらオートレースもお客さん増えるんでしょうかね。一番近くにいますけど、悪いけどよっぽどのことがない限りあそこに行きませんもんね。

#### ○ 公営競技事業部長

委員ご指摘のことは最初の計画のときでも視野にありましたし、今でもまるっきり社協に任せろ方向で建て直すというか改装するわけじゃなくて、まだ検討を今のところさせていただくという形でやっております。外部からということでしたけど、階段があるんですよ、中央食堂。階段からあそこの辺の駐車場だけを開けて外部から入れるように使用するというような計画もありますので、その辺もう少し検討させていただきたいと思います。

#### ○ 森山委員

私も社協のほうに委員長として約2年間いかせてもらったときに、大変財政が厳しいということ副市長がいらっしゃる時とか大変ご協力いただきながらやってきたわけですけど、ただ今、私の経験で社協が合併する前で事務局長辞められて大変厳しい状況で、市のほうが執行していただいて3年契約ということであそこに当初に作っていただいて建て直してやりました。500万円しかないのにあなた方は、最終的に退職金も今辞めたらないですよ、ということで初めて皆さん危機感になられて200社の業者さんをもういっぺん入札を考えさせていただきまして、その当時売り上げが2,700万円くらいだった。それが5・6年続いて基金が約4億円くらいあったのかな。それを毎月4,000万円入れ込んで4,000万円戻す、と。何でこんなややこしいことされるんですかということ、税務署が入って税金がかかるということで初めてお聞きして、なるほどこういうシステムをしてあるんだなということでございました。ところが去年か一昨年からそういうやり方でなく、税金は税金で払うぞというような大変前向きなことだろうと思いますし、現実の中で入られて立て直しやってきた形からいくと、そして今、合併された職員の方、スタッフの方見ると、3人でできるところが5人でやっているとかいろいろ形で調べてまいりました。まさか僕は今日ここでこういう形で話すことはなかったかなと思ってますけど、今逆に言われますと、変な話、岡部議員が言われるとおおり冗談半分に「恨みがあるんだろう」と。私のほうが恨み持ってます。しかし、シアターのほうをあの時僕ら作ったんでしょ、9億何ぼで。もう少し大きく作って前に出しましょうということだったけど、あんまり売り上げもないんで、この辺でやめときましょうということで、そのときの課長さんと話しながらやったわけですよ。ところがなかなか中身の従業員の方々がそこまで危機感がなかった。正月の時が本場が1万円ちょっとだ、と。だから私たちも8,000円くれ、ということ言われました。しかしうちのほうは500万円しか基金がないのに、潰れるか潰れないかということと組合の方が68名いらっしゃいました。そういう方々、私は本当は出る場じゃないんだけど、やれ、ということで当時の部長さんと一緒にお力を借りながら組合交渉までやった次第です。稲築のほうに組合があるんでしょ。労働組合があった、そこまで行かせていただいて、「実はおたくのほうも組合員さんが減ると会費が減るでしょう」ということで、そこまで言わせていただき「実質上、私のところもこうなっております」ということを危機感を持って正月の手当てを5,000円に落としていただき、また儲けたら、利益があればまた元に戻しましょうというぐらい、そこで約2年間やってきてようやく人事異動まで私させていただきました。そういう形でしょうやく3,800万円近くまで売り上げが上がって、ようやくなったんです。

ところがそこで働いてある方々はそこまでの危機感がないんですよね。上のほうもない。執行部のほうもそういう、「私、厳しいからポジション変えてください」ということばかりでしたけど、最終的にはそういう形で「今やめても退職金が何もありませんよ」ということで始まりました。しかし、シアターを作った時もそうだったです。変な話、かつおぶし一つ仕入れるじゃないですか。AとBがあった。Aは残るんですよ。Bは二つもかかるんです。じゃあ何で同じうどんのだし使うんだ、売り上げも変わらないのに、何で違うのか。じゃあ、従業員さんが持って帰っているんじゃないのかというくらい僕は疑いましたよ。そのくらい毎日毎日行きました。そのくらい調べたところによると、みんな危機感を持ってない。親方日の丸という感じです。しかしそういう中で、厳しさができたときにもう一つお願いしたかったのは、社協でも、「じゃあ、街で95円で卸しているのに何で社協だけ100円で卸すんですか」と。月末現金払いですよということで、この200社の業者さんをもう一ぺん集めさせて、仕入れ価格から2割5分、平均で2割くらい仕入れ価格を落としていただいて、ようやくそこががんばるようになったわけです。それははっきり言って2ヵ月半かかりました。そういう努力をしてやってきたんだけど、現に今でも見に行くと変わっていません。社協の事務局も変わっていません。だったら、さっき岡部委員が言われたように、この中央食堂を作るんだったら、部長は、半分は民間半分は、とか言う。違う、絶対お客さん、じゃあこっちに、社協のところで買わないんですよ、食べないんですよ、今の状況だったら。その間にロイヤルから講義に来てくれて、言われてきたんですけども、そのときでも味付けとか言ってされたけれども、また今、一番食品の方々の社長さんが市長になる前にも、そのだしを使ってどうですか、こうですかとか、いろいろアドバイスしたけど、却下されました。そういう方は言ってるんだけど、聞かない。自分たちばかりしている。どうせ儲けようが儲けまいが、うまかろうがうまくないだろうが、結局それでいいという考え方ですよ。このことが一点。僕は今日むちゃくちゃ言いますよ。はっきり言って実は、自分がそこに1週間ずっとおったわけですから。だからそういうものを含んだ中において、やっぱり一所懸命働いてあるけれども、もうちょっとそういう危機感があり、こういう会議の中でもシアターだけを社協にやって中央を一般の、言われるように応募して、300日やるなら普通の街の営業より多いわけでしょう。そしたら今の職員の3分の1で営業できるんですよ。そういうものを本当にわかってない。しかしこれは雇用の問題、いろいろ経済効果があるということで、そのところに皆さんが利益を少なくしながらやっていこうということだろうとは十二分に感じておりますけれども、もしよかったら社協だけにシアターの部分だけを任せておいて、中央の食堂、岡部委員が言われるように民間から募集して、ここはこうですよ、そしてそこにも理想的な話だけど街内からも食べに来られるかといったら、これはなかなか難しい。レースする人も嫌だろうし、レースに行ったばかりに、街内じゃ、あんた博打ばかりしよう、とか、まだそういう地域ですから。しかし難しいけれどもそのくらいの気持ちでお客さんを呼ぶような食堂、レストランになっていただきたいなと思っております。その前に、もう一度副市長のほうから社協のあり方なりを考えないと、社協もこのオートレースの、そういうこと平気で運営をしてありますよ。伊川の福祉センター、あちこち見ますけど全部赤字ですよ。そういうものをしたときに、ようやく今のヘルパーさん、あれも一時よかった、いまこういうオープンになったもので引き抜きされて、非常に、昔からおってある方も残ってある方も少ない。そういうのも考えた中に、もう一度社協というのが合併後に非常にどのような形で運営してあるかということ、もう一度この件に引っ掛けて僕言ってますけれども、本当の利益を上げるところはここだけです。日本で珍しい社協ですよ、ここ。あんまりないところです。そういうことを認識していただいて、こういうものにもう一度考えるとまた逆にどうするのかということ、我々議員団としては大変厳しいところです。よろしく願いいたします。

○ 永末委員

これは中央集食堂の改修と書いてありますね。この中でどの程度の改修をするのか。規模とか、6千何百万円とか言ったらですね、もうちょっと普通考えられんような規模みたいですからね。ものすごく大きな食堂だから、大理石か何かでやるのかとか、そんなふうな考えもあるからですね。本来これは実際来た人とか、今、集客のことも考えて、とかいうことやけど、そこまでですね、お金をかけてやる必要があるのか、と。私はレースなんかいらんという主義だからですね。そこのところはあまりにもお金はどんどんどんどん投資しよるけど、極端に言うとか益的にはあまり伸びてないわけでしょう。ちょっと黒字で行ってるというぐらいでしょう。そこのところを考えたときにですね、今の住民に対してですよ、税金とかいろんなことを市長が我慢してくれ、我慢してくれと言われる中で、こういう投資があつて儲けが少ないで、こういう経営をしながら本当に住民が、市民が納得するんやろうかと思つて、私は不思議でたまらん。何でかという、これは全体の13万人ですかね、飯塚市の人口は。それからすればレースの人口なんてですね、ある種の人口比率と思うんですよ。そうした時に、大半の者がいらんと言う中でここまでやっていくと、ちょっとこれは受け入れられないのが普通ではないかと考えるんですよ。そうした中で、今さっきちょっと出てましたように八十何日の開催、これ使うのが。そうであれば、今言ってる唯一納得してもらえりかな、というのは、外に向かつて今後そういうものを開いていって集客をしながら将来的に収益をこういうふうな形で上げていくんだということがピシッとみんなにわかるように説明がつけば、これはこれなりで私はいいと思うんです。私は今見てて、ちょっとこれで本当にこの効果というのが使ったものに対して、それに対する効果というものが、全くといっていいぐらい薄いんではなかろうかというような気がします。そこのところをですね、やっぱり例えば1年間の中にずっと使える、300日なら300日開催がされればその中でもやろうし、いろんなことも考えながらいろんな方向で収益的なものとかいうものを考えてもらつて、みんなが納得するようなことをやってもらわないと、大変なことになると思いますよ、これ。私はそんなふうなことで、そういうふうなことを、今後、例えばこれに対する資料があれば、ちょっと提出してもらいたいというふうに思います。

○ 吉田委員

食堂の問題からちょっと外れて申し訳ないんですけど、さっき道祖委員の質問の中にも入場料の話が、説明の中でも出てきましたけどね。今後、無料化が検討されるというような感じでしたけれど、今こういう危機的な状況の中で、100円を以前どおりにやるのか、また無料化にするのか、この論議がどんなふうになされてるのか。今は場外がほとんどですけどね、本場開催においても場外発売に関しても、100円程度は入場料は頂いておったほうがいいんじゃないのなか、と。こういうのを全部無料化してたら、何もかもジリ貧状態になって、施設の充実には相当お金をかけてるのに、こういうのは全部、頂けるお金は頂かない状況に、サービスという感覚もありましようけれども。私もレースは二十歳の時からやってる人間なんですけれど、100円払うのは当然という感覚を皆さん持ってあるんですよ。100円を頂かなくした場合に入場者が増えるかといいましたら、私は全然関係ないんじゃないかなと思うものですかね。例えば一日に5千人入場者があつたら50万円のお金が入ってくるんですよ。この50万円のお金を、施設の充実なり入場者へのサービスに使つたほうが、より効果があるんじゃないかなと思うんですよ。こういう40万・50万入ってくるお金が全然入ってこなくなるんですよ。だから私は、この問題は真剣に考えて結果を出すべきじゃないかな、と。もちろん、うちだけの問題じゃないです。六場間の問題です。だから、軽々にこの100円を無料化するというのは、よくよく考えて実行してもらいたい。ちょっと問題が外れて申し訳ないですね。そういうことで、強く要望しときます。私は今までどおりでいいんじゃないかなという気持ちを持ってます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:18

再開 11:23

委員会を再開いたします。

○ 永末委員

位置とか何とかいうものはわかるけど、6千何百万円の要するに内容ですよ。そこを、何かあれば出してもらいたい。簡単なのでいいですよ。今の食堂があるでしょう。それを、改修ですかね。改修工事だから、この部分を崩して、こういうものを入れたいとか、例えば厨房がこういうものだから幾らかかるんだとか、そういう積み上げがあると思うんですよ。これがなくて、漠然と積み上げは出てこないわけだからですね。そこをある程度出してもらったかないと、やっぱり6千何百万円という改修が、これが建物から全部やるということであれば、そうとう変わってくると思うんです。だけど改修となると、何か残して、外部を残して内側だけの問題になってくるでしょう。だから、そこを見えるように、何かあれば出してください。お願いします。

○ 公営競技事業部長

この件につきましては入札事項ですので、どこまで出せるかというのが非常に問題だと思うんですね。契約のほうと協議しまして、出せる範囲で、閉会中の委員会を出したいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:25

再開 11:27

委員会を再開いたします。

○ 事業管理課長

中央食堂の改修計画の概要でございますけれども、基本的に骨組みはそのままにさせていただきますが、天井は全部取り払って、きれいに新しく改修してまいります。それから中央ブースにつきましては、今のブースでは若干狭くて、先ほどからお話があります社会福祉協議会が利用する厨房部分と、民間を導入する部分のブースが狭くなっておりますので、そのブースを広めて、排水からガスとか、ああいうふうな設備をします。それから、広いフロアがあるんですけれども、そのフロアは床からきれいにやりかえまして、きれいなフロアにし、それからテーブル等もきれいなものに替えたいと思っております。それから、外壁のガラス窓も若干古くて開け閉めが非常に難しいところもありますので、そういうのも改修してきれいになりたいと思っております。大体、ほとんどやりかえる状態にはなろうと思っております。それから中のトイレも改修したいと思っております。

○ 岡部委員

今、論議をされてる部分というのはね、飯塚市の利益ですか。それとも社協の利益ですか。6,500万円かけてさ、誰が潤うの。6,500万円だけ飯塚市が潤うわけじゃないでしょ。飯塚市が潤うのは家賃だけでしょ。そしたら、6,500万円かけることによって家賃がこれだけ上がりますとかいう話は出てこないわけですか。

○ 事業管理課長

基本的に、この収支改善計画等につきましては、ファンサービスを前提にし、そのファンサービスをすることによって増収を図るというような形で考えております。従いまして、食堂につきましても同様でございますが、その食堂をファンに対して、きれいな環境を提供する、快適な環境を提供する、おいしい食事を食べていただく、それが基本でございます。そういうふうな中において、外部の皆さん方には是非、初めて来るお客さんでもどんどん飯塚オートに来ていただいて、新しいファンにもなっていただくというような工夫からしていかなければ、外部からの新たなお客さんを入れるということは難しいと思っておりますので、頑張っていきたいと思

ます。

○ 森山委員

山本課長もオートレースのことは大変わかってあろうし、我々もこの食堂の件については、昔おられた女性の深田議員からも言われた。理想ですよ、レース場の食堂で食事をさせて皆さんが集まるようになって。1回でもオートレース行ったことがあるんですかって野次ったこともあるけれども。なかなかオートレース場で食事に、一般の人を呼ぼうというのは難しいと思います。1・2回行っただけで、あんたレースばかり行きよって、すぐ周りの方も言われるので、本当にこれを、先ほどから言われる一般の方も来ていただきたいって、私も議員になって20年になりますけど、20年間言われっ放しだけど全然その方向に進んでないですもんね。はっきり言って。もう、そういうことは言わないほうがいい。実際難しいんだから。そしたら、来た人に対して満足感を与えていきたいということが先決です。

それともう一つ。岡部委員が言われるように、この6,500万円が本当に飯塚市にとって利益が上がるような形になるんですか、ということが一点なんですよ、はっきり言ったら。社協ばかりって、実際、合併した後の社協の問題って僕ら、ちょっと話が飛んだらいかんけれども、本当に難しいですよ。厳しいし、わかってない。旧飯塚市の社協の問題の時の組織と違うから、全然。理事に議会の委員長が行ったり外されたりとか何とかあって、また元に戻したり。議員の中で、社協の食堂を全部飯塚市で経営しようかというぐらいの話に、議会でなりかけたことがあるんですよ。それを言ったら、ああっということになったけれども。現に社協はこのオートレース場の食堂である程度、80%近く成り立っていつてるじゃないですか。それといろいろ福祉の問題、これは県と市との問題で、補助金の関係とか募金活動とかやってあるけれども、本当にそれをするんだったら、僕は個人的に言わせてもらったら、その前に選手会の、要するに金を持ってくる選手の環境整備をしないと。今回も電気の問題とか書いてあるけど。お風呂場行ったら、すごいでしょ、脱衣所。脱衣所このくらい。風呂場はこんなに大きくて。あんまり知ってない方が多いと思う。トレーニング室前が宿泊になってる。で、食堂のおばさん達は昔は、選手が整備した時は味噌汁温めてあげてた。今は委託か何か知らないけど、はい、この2階でたべないとつまらんとですよ、と。昔みたいに選手が頑張るためにはね、食堂のおばさん達も一緒になって、時間をじっと待って、整備終わるまで。頑張ったね、とか言いながら味噌汁作ってあげて、してありましたよ。だから、そういうものをまず、選手のこともある。僕は本当、社協のことを何も、恨みも何も本当になんだけれども、もう少し言うんだしたら、オートレース全体のことを考えるなら、こんな金をかけるんだしたら、選手会の環境整備、生活整備をしてあげたほうが。六場の中で一番悪いんじゃない、飯塚が、現実に。びっくりしましたもん、本当に、脱衣所入った時は。で、部屋はこうでしょ、冷暖房は、上の若い選手は風邪ひいたりなんかして、下はそれなり。それは言葉で言い表せんくらいのすばらしい部屋じゃないですか。やっぱりああいうのを先にね、ある程度ちょこちょこしてやったり、まあ、今度は電気設備されるし、いろいろ健康上も少しは変わってくると思うけれども、問題はやっぱりこの6,500万円が、市にも少し頑張って利益が出るためには、食堂を造っていただいて一杯お客さんに満足していただけるように社協も頑張らないと。あなた達、一生懸命上から引き上げて、僕はそこの真意が通じてないと思う、本当に。一度呼んで、懇談会してみたいと思う。事務局長さん、どんなふうを考えてあるんですかって。将来には飯塚市から、もういっぺん気合入れてやり直させないと、今の社協じゃ僕は駄目と思う。あなた達のやってることが通じてないと思うよ、僕は。恨みも何もないけどね。ただ本音の話をしてるだけ。だから、そここのところを含んだ中で、雇用の問題もいろいろあろうと思うけれども、やっぱり頑張っていたきたいなと思っておりますので。だから山本課長、来た人に満足してもらうために、と言われたほうが、僕はいいと思う。20年間そのことばかりだから。よろしく。

○ 公営競技事業部長

もともとこの社協の食堂ですね、中央食堂を改修をしようという計画を立てたのは、まず古くなったというのが一番。古くて汚い、まあ、汚いまでいかななくてもそれに近い状態になっているというのが一番にありました。そういう中で、社協の食堂はあまりおいしくない、と。コンビニ弁当をいっぱい持ってきている人が多いという中で、それはいかんやろうということで、食べ物で集客を図るのもいいんじゃないかというところで、この計画をしたものでございます。そういう中に、社協だけじゃ無理なら民間も入れて、それも視野に入れようということで、計画をしたものでございます。それで今、社協の認識が不足してるんじゃないかということですが、社協も、ビールを売ることができなくなりまして、非常に収益が減っております。そういう中で、社協の意識も多少、というよりだいぶ変わってきたんじゃないかというのは、他の場の様子とか見ながらメニューを増やしていったりとかいうことを考えておりますので、かなり意識は変わってきたんだろーと思います。それで、CSシアターの分の食堂につきましては、これからも社協と力を合わせて、やっぱり社協の収益が上がるのも大事ですから、やっていきたいというふうに思います。ただ、中央食堂に関しましては、また民間の導入ということも考えながら、検討していきたいと思っています。

それと、先ほどの吉田委員の入場料のご質問に関しましては、法律的に入場料の100円を取らなくてもいいというふうになっております。うちの今の状況としましては、入場料だけで3千万円くらいの収入がありますので、うちは当分の間は取らせていただくというような方針にいたしております。ただ、コインゲートにつきましては、1台が1千万円くらいかかるそうなので、将来的に無料になる可能性もあるところにそういうお金をつぎ込むのはもったいないんじゃないかということで、一応控えさせていただいたというふうな状況です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 藤浦委員

城丸部長、一生懸命答弁しておられるので余り、これは答弁いりません。ただ、お話を聞かれてわかると思いますけど、やっぱり社協に対しての非常な不信感といいますか、ね。恨みはないと言ってますけど、やっぱりものすごくあると思うんですよ。それが一番根底にあるというのが一つですね。どう解決されるかというのは今からの話でしょうけど。その辺のところは、前から社協に対する問題というのは、話に出てたんですよ。だからそのことも真摯に、解決に向けて考える議会との話し合いもされたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますね。

それから、部長が言われた、食事でお客さんを増やす、ということは、これは絶対無理ですよ。そんな甘い話では納得をしない、というのが一つですね。

それともう一つ、6千万円の費用対効果、これについてのことが明確にならないと納得をしない、という部分で、市民経済委員会、この予算については、ちょっと厳しいかな、と。答弁はいりませんが、やっぱり、いい加減な予算を通すということは出来ない。ということで、もう少しその辺の説得力を持った説明をしていただきたいな、と。今日はもう答弁をずっとさせていただきますから、答弁はいりませんが、まあ、そういうことで、心して答弁してください、今後。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 11:40

再開 11:40

委員会を再開いたします。採決いたします。「議案第15号 平成20年度 飯塚市小型自動

車競走事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第17号 平成20年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

「議案第17号 平成20年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」について、予算書に基づき補足説明をいたします。予算書の327ページをお願いします。飯塚市農業集落排水事業特別会計予算第1条で、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ2,750万2千円と定めるものであります。

内容の主なものについて、事項別明細により歳出の方から説明いたします。331ページをお願いします。1款1項「農業集落排水事業費」870万5千円を計上しておりますが、内訳といたしまして、1目で「一般管理費」185万1千円を計上し、うち19節の182万8千円は処理施設事務委託しております上下水道局職員給与負担分であります。また、2目では施設管理費として685万4千円を計上しておりますが、これは上下水道局に施設管理委託料として支払う予定であります。次に2款「公債費」1,779万7千円を計上しておりますが、これにつきましては、元金償還金分として計上しております。次に3款「予備費」といたしまして100万円を計上しております。よって、歳出につきましては、1款「農業集落排水事業費」870万5千円、2款「公債費」1,779万7千円、3款「予備費」100万円を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。330ページをお願いします。2款「使用料及び手数料」の1項1目「農業集落排水使用料」496万1千円では、使用料といたしまして一般世帯分434万7千円、事業所分614,250円で、計496万1千円を計上しております。また、3款「繰入金」につきましては、1項1目「一般会計繰入金」といたしまして2,237万円を計上しております。これは収支のバランスをとるためでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第17号 平成20年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第18号 平成20年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

「議案第18号 平成20年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について予算書に基づき補足説明をいたします。予算書の335ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,040万8千円と定めるものでございます。

内容の主なものについて、事項別明細により歳出の方から説明いたします。339ページをお願いします。1款1項「地方卸売市場費」、1目において「一般管理費」2,310万4千円は職員3名の給与等であります。2目「市場管理費」の計1,158万1千円は、市場施設の維持管理にかかる経費として計上しておりますが、そのうちの主なものといたしまして、340

ページをお願いします。13節「委託料」として、施設設備保守点検、電気設備保安業務、消防設備保守点検等540万2千円を、また15節「工事請負費」として、敷地内施設補修費として180万円を計上し、19節では青果部・水産物部協力会交付金等、計229万8千円を計上しております。2款1項「公債費」では、5,472万3千円を市債償還元金として計上しております。3款1項1目「予備費」といたしまして100万円を計上し、歳出合計9,040万8千円を計上させていただいております。

続きまして、歳入について説明いたします。338ページをお願いいたします。1款「使用料及び手数料」の1目「地方卸売市場使用料」6,360万2千円は、長引く不況による消費の低迷や市場外流通の増加により売上高が伸びず、対前年比10%減となるものであります。2款「繰入金」、1項1目「一般会計繰入金」といたしまして2,502万7千円を計上しております。これは収支のバランスをとるためでございます。4款「諸収入」1項「雑入」177万8千円を計上しておりますが、主なものは、汚水処理施設操作管理及び廃棄物処理を市の方で委託して行い、後で汚水処理施設維持管理負担金として、処理費の実費を卸売業者に負担してもらうものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 平成20年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 平成20年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○ 産学振興課長

「議案第20号 平成20年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について補足説明いたします。一般・特別会計予算書の357ページをお願いします。この特別会計は、公営企業債を財源に鯉田工業団地造成事業、造成面積約25ha、分譲予定面積約15ヘクタールを実施するものです。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を9億6,174万5千円と定めるものです。その内容につきましては、後ほど事項別明細書でご説明をいたします。第2条の債務負担行為につきましては、359ページをお願いいたします。鯉田工業団地造成工事に係る平成21年度の限度額を10億4,564万8千円と定めるものであります。第3条の地方債につきましては、同じく359ページをお願いいたします。第2表に掲げておりますように、起債の目的は「鯉田工業団地造成事業」で、9億5,430万円を借り入れようとするものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、事項別明細書により歳出から主な内容を説明いたします。362ページをお願いいたします。1款1項1目「鯉田工業団地造成事業費」として、工業団地造成工事及び工業団地汚水管渠敷設工事として9億5,767万1千円を計上しています。2款「公債費」では、平成19年度に借入れを行います地方債の利子償還分307万4千円を計上しています。次に歳入をご説明いたします。361ページをお願いいたします。4款1項1目「工業用地造成事業債」で、主要な財源であります地方債9億5,430万円を計上しています。また、1款1項1目「一般会計繰入金」では、収支のバランスを調整するため742万7千円を計上しています。なお、お手元に、素案ではございますが、計画平面図を配付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単ですが、工業用地造成事業特別会計の補足説明を終わ

ります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 岡部委員

せっかく資料が出ているので少し、一、二点聞かせてください。計画平面図を資料として出されているわけですね。この計画は平成21年までということで予定されてるけれど、平成20年度で大体、この平面図のどの辺まで出来上がるわけですか。9億5400万円かけて。

○ 土木建設課長

お手元に配付しております平面図でございますけれども、平成20年度には大まかな造成をやるつもりでございます。黄色く塗っているところが造成団地の位置でございますけれども、平成20年度は切り盛りが非常に多く、何十万㎡という泥を動かしますので、その分が平成20年度だろうと、今は考えております。

○ 岡部委員

ということは、平成20年度で工業団地の絵姿というか、具体的な。まだ早いということですかね。

○ 土木建設課長

あらかたの造成団地の形状は出来るかと思えますけれども、はっきりした形状は多分、まだそこまでは、平成20年度にいかないと思えます。

○ 岡部委員

そうしますとですね、ここに出されてる平面図でいきますと、一般道路から入ってくるアクセスが、ちょっと位置関係がわかりづらいんですけど、県道停車場線か、これ1本ということですかね。

○ 土木建設課長

現在考えておりますのは、県道鯉田停車場有井線から入ってくる道1本だけでございます。将来的には、都市計画道路がありますので、それも配慮に入れた上で計画をしております。

○ 岡部委員

私が聞いているのは、基本的にこれだけ大きな工業団地なので、このアクセスをどういうふうに取り付けるのかというのは、これから後の企業誘致とかいろいろな形の中で大きな影響力を持つてくるだろう、と。で、ここに書いてある都市計画道路を、鯉田上三緒線ですか、まだ全然、絵になってないんですかね。

○ 土木建設課長

都市計画道路の鯉田上三緒線は、まだ計画だけで、絵はありません。

○ 岡部委員

一応、あなた方が事業として組んでる年度からいえば、平成21年度にはこの工業団地造成には一応片が付くような形で組んであるわけですね。だけど、実質この活用という部分のことを考えると、これは当然国道200号、あるいは201号、そういったものに出来るだけ早い時間の中で結びつけていかないといけないと思うわけですけど、そここのところはどのように考えられてるんですかね。

○ 産学振興課長

ただ今、委員からご指摘いただいております、工業団地を分譲いたします担当課といたしましては、周辺の都市計画道路等々との接続につきましては、出来るだけ早い段階で実施をしていただきたいという要望はっております。従いまして、関係部署とそうした早期の実現が図れるように、関係機関とも調整していただくように要望しながら、作業を進めていきたいというふうに考えております。

○ 岡部委員

結局、これだけの大きな工業団地を造るということは、この間からいろいろとお尋ねがあっておりましたが、例えば自動車関連とか何とかという問題が後ろに控えておるわけですね。そうしますと、当然の話ですけど、あれも私は一つの、今の日本における自動車産業というのは、今、ブームの頂点に来てるのじゃなかろうかという危惧があるわけですよ。早いこと造って早いこと入ってもらわんことには、これがずるずるとね、工業団地だけは出来上がって、まだ道は出来てないという世界の中で先送りをされていくと、全部仕上がった時には、もう地方に進出して来る企業は無いというふうな心配をするわけですよ。だから、これはもう答弁はいりませんがね、当然、国・県に積極的に要望活動なり何なりをして、このアクセスのほうも、工業団地と並行した形の中で進捗を図っていただきたいと要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 道祖委員

平面図が出ておりますので、一点確認させていただきたいと思いますが、この調整池がありますね。これは、見ると、25,800㎡ですよ。25,800トンの調整能力があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○ 土木建設課長

図面的には、ここはビオトープと調整池を兼ねた調整池ということで大きく書いておりますけれど、今、委員ご指摘のとおり、調整流量的には25,800トンを予定しております。

○ 道祖委員

それですね、ここの土地には炭鉱の跡地で窪地やらあってですね、水が溜まってる場所やらあったわけなんです。結果としてこの調整池、25,800トンの調整能力を持つということになれば、これを造ることによって、今までに比較して何トンくらいの調整能力があるのか。まるまる25,800トンなのか。その辺、概算でよろしいんですけど、わかりますか。

○ 土木建設課長

開発に伴う造成面積の中の流量を調整するものでございますので、25,800トンでございます。

○ 道祖委員

ということは、まるまる25,800トンは調整できるということですね。現状から考えて。はい、わかりました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 森山委員

私も初めて、こういうので質問するのは珍しいんですけど、これ見てたら、残地森林、ね。環境問題もあると思うんだけど、結構、活用する面積が少ないんじゃないかと思うんです。全体的な面積からいくと。そういう形の中で、パーセンテージからいったら22.51%。全面積の中においてこの土地というのは、使い道のない土地なんです。私は素人でちょっとあれですけど、現実的に、ずっと一般質問から予算委員会から聞いてきた中において、この鯉田の土地の区割りを見せていただいたら、意外と残地森林が多いということは、そういう極端な、いみじくも道祖委員が言われた昔の炭鉱の跡地で、ものすごく地盤が低くてそういうのが取りにくいのか、そういうものを考えてこういう敷地の取り方をされたのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思いますが。

○ 土木建設課長

委員ご指摘のとおりでございますけれども、グリーンで塗っているところは周囲の関係がありまして、グリーンベルトで残したい、と。また、この部分はほとんどが斜面でございます。で、今、天然に近くなってきましたので、そういうところは自然を活かして、手をかけない

でそのまま残していきたいというふうな計画を持っておりますので、こういうふうな配置になっております。

○ 森山委員

わかりました。しかし、その割にも結構、極端な土地といいますかね。それと、岡部委員もいみじくも言われた道路の整備も今からという形なんですよね。そういう形の中で、将来的には現実に急がないといけない、早くしないといけないということで言われましたけど、ちょっと話が変わりますけどね、今、お尋ねした幸袋の目尾団地のことで、非常にいろいろと開発の問題が残っております。で、あそこのほうはある程度整備できてますよね。その問題も、今、私もいろいろと企画調整部長とも話しながら、地元の自治会長とも話しながら、早く目尾地区、幸袋全体も、要するに旧伊藤伝右衛門邸もあるからということですけど。一応、この工業団地の敷地ですけど、こういう、結果的には決まってるんですけど、もう少し、こういう変則的な土地がね、これは確か地元の道祖委員が頑張られて、いろいろといきさつがあったことはわかりますけれども、これはこれでいいんです、鯉田は鯉田地区の開発を今からやっていかないと、将来的にはそういう時期が来てますから。しかし、これも結構ですけども、現在にある、庄内にも工業団地もあります、そういうものも早く、ある程度利用するような形で、余り金をかけなくても、今までの合併する前でもそれぞれの形ではあるじゃないですか。実際、企業誘致するには水の問題が一番難しい面があります。特に車の問題は水ですから、水がいろいろ影響することも前回経験させてもらったんですけども、もう少し、今後、こういう変則的な形であるような土地じゃなくして、もうちょっと全体に利用できるようにしないと、残地森林が22%もあるのは、案外今までなかった例じゃなかろうかと僕は思うんですけど。これは回答もいりません。ただ、今後こういう形をあまり、僕みたいな素人が見てもおかしいなというのは、もうちょっと前向きに、どの形で絵を描いていくかということも考えないと、これは他の人が聞けば、これは何ですかって言われると思いますね。そここのところも十二分に。ただ、斜面になってますから、では通らないと思う。道路も整備できてないんだから。そここのところもよく考えて、ひとつ今後進めないと、私たち自身が、幸袋・鯉田、この問題も入ってくるかと思っておりますので、そここのところはよろしく、答弁を間違えないように、ひとつお願いしたいと思っております。これは、答弁を頂きますと、またいらんことをしゃべらないといけないからですね。一応、私の要望として、そういうことで収めておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第20号 平成20年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第21号 平成20年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 環境整備課長

「議案第21号 平成20年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の補足説明をいたします。平成20年度飯塚市一般会計特別会計予算書の367ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,151万3千円と定めるものであります。

その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。371ページをお願いいたします。まず歳出からご説明いたします。1款1項1目の一般管理費とし

て411万7千円を計上しております。その主なものは、施設の名称変更に伴います13節の看板作成委託料12万4千円、19節のうぐいす台団地汚水処理施設事務委任負担金397万4千円であります。これは、施設の維持管理及び賦課徴収業務を上下水道局に委任するものでございます。1款1項2目の施設管理費として1,639万6千円を計上いたしております。その主なものは、11節の光熱水費193万6千円、13節の汚水処理施設維持管理委託料ほか4件、合わせまして520万9千円、管路調査に基づき平成20年度から3ヵ年の予定で実施いたします15節のうぐいす台団地汚水管渠改修工事費850万円であります。なお、工事長は128mとしておりますが、その他の工事概要につきましては、お手元の工事概要説明資料の最終ページに資料を添付いたしておりますので、説明を省略させていただきます。2款1項1目の予備費といたしまして100万円を計上いたしております。

続きまして、前のページの歳入につきましてご説明いたします。1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、現年度分1,530万円、過年度分1万4千円を計上いたしております。2款1項1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として7万8千円を計上しております。2款1項2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として80万9千円を計上いたしております。3款1項1目の汚水処理施設整備基金繰入金につきましては、管渠改修工事の財源として531万1千円を計上しております。なお、飯塚市汚水処理施設整備基金の平成18年度末残高は、7,316万4千円となっております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 平成20年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 12:08

再開 13:00

委員会を再開いたします。「議案第29号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 市民活動推進課長

「議案第29号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。本案につきましては、交通安全対策全般に関して調査・審議する機関として、今回、「飯塚市違法駐車等防止推進協議会」及び「飯塚市暴走族追放運動推進協議会」を再編し、「飯塚市交通安全対策推進協議会」を設置するための条例改正でございます。委員の構成といたしましては、学識経験を有する者、関係活動団体の代表者、事業者の代表者、関係行政機関の職員を予定しております。議案書の53ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明いたします。表中、「飯塚市違法駐車等防止推進協議会」の名称を、「飯塚市交通安全推進対策協議会」に、担任する事務を「交通の安全に関して調査・審議すること」に改めるものでございます。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

議案書58ページをお願いいたします。「議案第31号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。今回の改正は、平成18年3月の合併時、旧1市4町では生産組合長手当がまちまちであったために、統一すべく調整を行ってきたところであり、平成19年度は、旧飯塚市・旧穂波町・旧颯田町を統一単価としましたが、60ページに記載しておりますように、新旧対照表のとおり、旧筑穂町と旧庄内町では支給額に大きな開きがあったため、2年の特例期間を設けておりました。そういった中で、平成19年度中に調整協議が終了しましたので、平成20年度から旧1市4町、全ての地域が統一となります。よって、附則第5項を削除し、附則第6項を附則第5項に、また附則第7項を附則第6項に、それぞれ改正するものであります。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第31号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 環境整備課長

「議案第45号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の110ページをお願いいたします。本案は、現在、一般家庭等からごみ集積所等に排出された一般廃棄物の所有権が不明確であることから、再生資源物のみを持ち去る事案が頻発しておりますので、再生資源物の所有権を明確化することによって、再生資源物の持ち去りを禁止するために、本条例の一部を改正するものであります。条例の改正点につきましては、議案書の111ページに記載しておりますように、第15条の次に二条を加え、第15条の2において「再生資源物の所有権」を規定し、第15条の3で「再生資源物の収集等の禁止」を規定するものであります。再生資源物の種類につきましては、新聞・雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類、ビン・缶、くず鉄類、ペットボトル、白色トレイなどを規則で規定いたします。議案書の112ページに新旧対照表を示しておりますが、条文の追加でございますので、説明は省略させていただきます。なお、この条例は平成20年4月1日から施行し、再生資源物持ち去りの防止に努めてまいります。以上、簡単ですが、補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第45号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第46号 飯塚市暴走族等追放条例」を議題といたします。本案については、3月7日の本会議におきまして、23番議員から審査要望がございましたので、その内容も含めて、執行部の補足説明を求めます。

○ 市民活動推進課長

議案書の113ページをお願いします。「飯塚市暴走族等追放条例」につきまして、補足説明をいたします。本案につきましては、本市の暴走族の活動形態が、かつての集団暴走行為から、多くの見物人が集まる特定の地域においての、少数若しくは、単体での低速爆音暴走行為に変化し、暴走族等と見物人が互いに刺激しあって、激化しつつある状況となっています。現行の飯塚市暴走族追放運動推進条例では、現状の改善に対処しうる禁止規定等を定めておりませんので、今回、あおり行為の禁止規定、あおり行為の重点禁止区域の指定などを盛り込むとともに、各関係機関、団体等との連携強化の促進を図ることを目的に、現条例の大幅な見直しを行い、飯塚市暴走族等追放条例を定めるものであります。

114ページ以降の主な改正項目といたしましては、第1条の「目的」に、「あおり行為を規制することにより、暴走族等のいないまちづくりを推進」を文言追加、第5条から第7条及び9条において、それぞれの者の責務を条文追加、第10条において、あおり行為の禁止を条文追加、第11条において、あおり行為の重点禁止区域の指定を条文追加、第13条において、関係機関に対する協力要請を条文追加するなど、大幅な見直しを行っています。なお、施行期日につきましては、「あおり行為の禁止」など特定の行為を禁止し、警察による指導を促すこととしており、また、他の事項におきましても、大幅に見直し、追加を行っていますので、市民へある程度の周知期間が必要であるとのことから、本議会での議決を経たのちに、速やかに公布を行い、平成20年6月1日から施行するものであります。

また、本条例案に罰則規定を設けなかった理由といたしましては、罰則制定自治体では騒音被害はもとより、暴走族や通常ギャラリーと呼ばれる見物人が暴徒化し、あおり行為の激化やパトカー及び周辺器物を損壊するなど、凶悪行為の実態が存在していたとのことでありましたが、本市の状況は、そこまでには至ってなく、騒音被害が中心であります。また、罰則規定の制定には、県警本部・公安委員会・検察庁などとの十分な事前協議が必要であり、約1年程度の期間を要するとのことでありましたので、交通課との事前協議におきまして、前段の対応として、あおり行為の禁止規定等を設けることにより、取締まり等の強化を図っていけば、見物人の排除が可能ではとの判断から、今回、罰則規定を設けずに禁止規定で対処することとしたものです。しかしながら、あおり行為と連動した暴走行為が減少しない場合は、罰則規定の検討に入らざるを得ないと考えています。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 藤浦委員

この暴走族の取締りについては、ずっと長年やっておられるんですね。また最近暴走族の

騒音被害というのが著しい。非常によくそういった場面に遭遇をするんですよね。

具体的な取締り方法というようなことで、具体的な取締りというのは警察が動かんことには、これは市民がどうしようこうしようということではできないわけですよ。よく明け方なんかうちの近くなんか走るんですよね。太陽の郷とかあの辺の道路なんかが一番問題になってるんですけど、起きていって何とか阻止したいなと思うくらいありますよ。だけどそんなことできるはずもないし、そしたらコソッと針金か何か引っ張って、本当それくらいの気持ちになるんですよ、これ。安眠妨害もいいところです。

これは太陽の郷というのはああいう施設ですから、そこに入所されてるお年寄りたちですか、子どもさんがおられるところなんかというのはたまったもんじゃないなど。具体的な取締り方法というのは、私は基本的には警察がどうするかということだろうと思うんですよ。この件に関して非常に条文なんか見ても、そういった暴走行為を見物するなり何なりの目的で多人数で集合する恐れのある駐車場とか、空き地等を監理するものは暴走族または暴走行為を見物するものを集合させないための措置を講じるように努めなければならないと、これは市民とか、その土地の持ち主とか、そういった人に課せられておる問題じゃないですか。そのところ、どうなんですかね。警察、私どもも通報しても警察は来ない。暴走族がしばらく走った後に2、3回ウーウーとパトカー走ってますけど、何らその、その後も暴走行為は続いているというような状況なんですよ。市民にこういったことばかりを求められるけど、警察の対応として、どういうふうな対応を本当に具体的にやっていくのか、取締りとして。そのところが私ども市民から見たら明確でない。分かりにくいんですよ。その辺どういうふうな協議になっておるんですか。

#### ○ 市民活動推進課長

飯塚警察署の基本的な考え方におきましては、現行の条例では暴走族を追放するための運動の推進であり、重点地域内の取締り等強化するには限界があるとの見解でございました。

今回この条例を見直すにあたりまして、交通課と事前協議を重ねる中で先ほど述べましたけれども、条項を制定するにより、飯塚市として暴走族等を追放するという市の姿勢を明確にし、合わせて本条例案に基づく各種取り組みを進めることで、市全体で暴走族等を追放するという環境が醸成できれば、警察指導による監視や取締りの強化および煽り行為を行うものへの退去命令等は可能であるとの見解が示されているところであります。本市といたしましても、本条例の制定を機に飯塚市警察署と先ほど委員言われましたように、綿密な連携を取りながら暴走族の追放を目指してがんばって行きたいと思っておりますし、また10月に答申を受けたわけでございますけれども、警察署内部でも、警備課とか生活安全課という課につきましてもかなり関心を示されていたところでございます。

#### ○ 藤浦委員

警察当局の方へ通報するというのはまず第一、義務があると思うんですよね。ただ通報してもなかなか警察がきちんと対応してくれないというのが今までの警察の対応だったわけですよ。そのところをもっときちんと対応していただくような申し入れというのを市全体として、飯塚市としてもきちんとされるべきだろうと思っておりますし、取締りの方法としてはもっともっと他の方法もあると思うんですよ。ではどういうことかといいますと、暴走族のバイクを走らせる、その人間たちは自分たちの家には必ず帰るわけですよ。どこの地域の誰がね、暴走行為をやっているかというのは、その自治会あたりよく分かってるんですよ。組長さんなり、自治会長さんなり、何なりというのはよくそういう情報は持っているんですよ。ですから走り出したものを捕まえるというのは非常に警察署も難しいかも分かりませんが、それ以前、その前の段階でそういった調査もされて、そういったことにきちんと対応するような組織作りとか機構作りというものをされたらどうかなというふうになんかちょっと感じるわけですよ。そういったことについてはどうですか。対応できますか。

○ 市民活動推進課長

市民活動推進課が昨年の4月にできまして、交通安全運動を所管しているわけでございますけれども、それ以後飯塚警察署交通課、また飯塚交通安全協会と良好な関係を保ちながら、今、委員がご指摘されたようなことの心配は数多くあつてるといふことで密な打合せを、今、させてもらつてるところでございます。今後この条例の制定を機に、ますます関係を密にしながら問題解決に当たっていききたいと思つております。

○ 藤浦委員

本当に掛け声だけじゃなくて、取締りをするんであればするなりの実働を起こしていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、これは飯塚市の行政だけではどうにもなる問題ではないと思いますが、派出所のあり方ですよね。バスセンターがああいう状態になってます。あの前に非常にやっぱり、子供達なんかが集まったり、いろんな問題が発生する場所でもあるわけですけどね。あそこをですね、ひとつ、派出所を持ってきたらどうかなというふうに思うんですよ。バスセンターの中に。そうすれば、今、飯塚市は観光行政にしても何にしても、一生懸命力を入れてやつてますので、そういったことで安心・安全を、少し目を光らせるという意味でもね、あの場所というのは非常に持って来いというか、うってつけの場所ではないかなというふうに思うんですよ。そうすれば、夜の歓楽街とか、あのメイン通りとかいうものにも睨みがきく。そういうことで、何か、連絡したらわけのわからんところからごそごそ出てくるよりも、あそこにごんとして駐在所が、派出所があるというふうなものが、絵として出来ないのかなというふうに思つておるわけですね。夜、今、とにかく、歓楽街を歩きますとね、本当にこう、難しい層が、飲み歩いておるわけですよね。で、よくいざこざがあつてる。この人達、働いてるのかなって、失礼ですけど、そういった人達が2時3時、私は2時3時までおりませんけどね、聞いた話では。そういう状況がよく見受けられるわけですよ。小競り合いとか、ちょっと大きな暴力沙汰とかあつてるんですよね。そういう場合にも、派出所があその目に付くところにあればね、あの歓楽街も非常に、安心・安全が保てるのではないかと。今以上に。というふうな思いもしておりますので、その辺、行政としてもそういった手立てが取れるというんであれば、ぜひ努力してもらいたいなというふうに思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 吉田委員

ただ今の藤浦委員の意見に私も全く同感でございましてですね、市のほうも厳しく受け止めていただいて、警察署なりに嚴重な要望を出していただきたいと思つています。

それと、ちょっとお尋ねしたいんですけど、さっきの暴走族の件ですけど。物凄い音で夜中の2時、3時ごろにウォンウォンウォンウォンっていくじゃないですか。私は道路交通法のこと詳しくないんですけど、とにかく必要以上の、人が目を覚ますような音でいきますよね。あれは、罰則はどうなるんですかね、罰則は。とにかく誰が見ても、音だけで迷惑かけるのは分かつてる状態で、わざとその音に興奮して走ってるんですよね。あの罰則を、ちょっと、わかりましたら教えてください。一応、罰則がないと、捕まえる行為自体の前置きもスタートしませんので。あれは罰則は、騒音は幾らまで以上とか、誰が見ても幾らまでとか云々じゃなくて、朝の2時、3時だから。そういう音が出ること自体が、おかしいですもんね。だからあれは、音の単位は何ていうんですかね。ホンっていうんですかね。何ホン以上とか、規定があるかどうかと思うんですよ。しかし、夜中の2時、3時に何ホンとかいう、あのウォンウォンウォンウォンといくのに、そこを、まあ、基準を作っておかないと罰則になりませんのでね、法的には。ちょっと教えてください。

○ 市民活動推進課長

道路交通法第20条第1項で速度違反禁止、第55条は2人以内の乗車、また車両からはみ出しての乗車、方向指示器やバックミラーを見えなくする行為等の禁止、第57条第1項につきましては定員・積載オーバーの禁止、第62条につきましては整備不良車両の運転禁止、第71条第5号の3は激しい騒音を出しての急発進・急加速・空ぶかしの禁止、第71条の2につきましてはマフラーなし・切断行為の禁止という形でうたっています。

○ 吉田委員

さっき藤浦委員の意見に、警察署なりに連携をとりながら厳しくやってくれという意見ですけども、今は少なくなったけど、いろんな意見があったんでしょうけど、昔はしょっちゅうネズミ捕りというのをやってましたよね。飲酒運転の関係で今もちょこちょこ、スピード違反と飲酒運転のネズミ捕りみたいなのをやってると思うんですけど。警察署がですよ、だいたい暴走族のそんな物凄い音をたてて走り回る地区というのは、だいたい何処と何処と何処、さっき藤浦委員の似たようなことを言っていましたけど、分かりますかと思うんですよ、警察署の中で。鎮西も入ってるんですよ。今は迷惑施設になってますけど、今は余り利用者も少ないようで、龍王林道。あそこが一番有名な溜まり場所で、車走らせる。最高の、スリルがあるのか知らないけど。あそこは一時物凄く問題になって、八木山地区からもすごい抗議を受けて、閉鎖してくれということで、施錠してもらってたんですよ、警察署から。土曜日曜の夜から朝方まで。施錠して、あそこは通行禁止になってたんです。今はどうか知りませんが。それは私がお願いしたんです。そしてそれを実行してもらってたんです。今はどうか、その後の、私はどんなふうになってるか調べてませんがね。そういう具合で、今もあってると思いますけどね。以前みたいに激しくはなくなったんですけど。そういうことで、スピード違反のネズミ捕りとか飲酒運転の、何と言うんですか、やっぱりネズミ捕りみたいなこと、夜にやって停車させたりするのは。しかし、暴走族が大方、土曜か日曜か知りませんが、その地区でやるだろうな、という箇所は、あらかた分かるんですよ。そこで、そういうのをやってるんでしょうかね。全然、さっきの藤浦委員の質問じゃないですけど、そこまで警察署は努力してないような感じがするんですよ。何回かやれば、今日もひよっとしたらやってるかもわからんということで、走りきらないんですよ。やってないもんだから、もう本当に、ほったらかし状態なんですよ。だから、通報があったらちょっと耳を貸してやろうかな、くらいで。真剣に全然取り組んでないように私もみえます。だから、こことここはよく出るところだな、ということは、たまに待機して、パトカーが隠れて、1・2台。やっぱりそういうこともやらなきゃ。市が要望して、させないといけないんじゃないかなと、私は思うんですけど、そここのところ答弁して、簡単な答弁で結構ですけど、そういう要望を強くしていただきたいということで、この質問は終わりますけど。

○ 市民活動推進課長

先ほど委員がおっしゃいましたこと、私も住民の方から、通行しても15分・20分・30分かかるといって、苦情を寄せられてるところでございます。今後、交通安全運動全般に関しまして、先ほどお話ししましたように、飯塚市交通安全対策推進協議会を立ち上げる予定にしております。その中には、警察関係、署長及び交通課長も委員として入っていただく予定にしております。その中で、こういう声が上がっているということで、こういうことをぜひ解決したいということで協議を重ねながら、暴走族追放に向けて推進を図ってまいりたいと思っております。

○ 吉田委員

今、言いましたように、だいたい12時から3時くらいの間に行われるんですよ。だから、何回か待機して取り締まるといって、ネズミ捕りみたいな形で、ぜひ何度かやってくださいと要望してください。お願いします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第46号 飯塚市暴走族等追放条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんでしょうか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第47号 飯塚市農産物加工所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 農林課長

議案書118ページをお願いいたします。「議案第47号 飯塚市農産物加工所条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。今回の改正につきましては、平成17年開設以来、加工所使用料の収支について格差があったもので、収支のバランスをとるために改正するものであります。120ページに記載しております新旧対象表にて説明させていただきます。庄内農産物加工所使用料、豆腐工房1ヶ月間の使用料については、2万円だったものを2万5千円に、調理室1と2につきましては、1日500円だったものを800円に、それぞれ改正するものであります。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 道祖委員

これ、2万円を2万5千円に、500円を800円にすることによって、収益がどれくらい変わってくるのか。まあ、計算すればわかることですが、一応お尋ねいたします。それと、ここに対して市がどれくらいの補助金を出しているのか、お尋ねいたします。

○ 農林課長

値上げすることによって、収支ですが、1年間で21万4千円になろうかと思えます。加工所につきましては指定管理者が入っておりませんので、加工所につきましては補助金を出しておりません。

○ 道祖委員

これ、なんでお尋ねしたかという、旧庄内町の時代のものだからですね、作られたいきさつがあるんでしょうけれど、果たして、その施設を見て、飯塚市のために必要なものなのかどうなのかというのが、ちょっと疑問に思ったので、お尋ねしておるんですけど。まあ、いろいろな施設の問題については、見直しの検討委員会が開かれておるので、その結果を待つとしても、ちょっと、この施設が地域に対してどのように貢献しているか調べていただいて、折があったらまた確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第47号 飯塚市農産物加工所条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」を議題といた

します。執行部の補足説明を求めます。

○ 商工観光課長

議案書の121ページをお願いいたします。「議案第48号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」の内容について、補足説明をさせていただきます。今回の改正は、内野宿友遊館「長崎屋」の開館日を増やし、併せて旧伊藤伝右衛門邸の開館日と統一することにより、観光客の回遊促進を図るために行うものであります。議案書の123ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明をさせていただきます。「毎週月曜日から木曜日」までの休館日を、4月1日から旧伊藤伝右衛門邸と同じく火曜日と水曜日を休館日にするものであります。以上、簡単でありますけれども、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

○ 吉田委員

この提案理由として、開館日を増やし、旧伊藤伝右衛門邸の開館日と統一することにより観光客の回遊促進を図るため、というふうにあります。この長崎屋さんと旧伊藤邸の、開館のスタート時の足並みが揃わなかった、こういう状況の理由をちょっとお伺いしたいんですが。

○ 商工観光課長

内野宿友遊館「長崎屋」につきましては、平成16年にオープンをいたしまして、平成17年から19年の3ヵ年、指定管理として行っております。平成16年のオープン当初から、従来どおり火曜日から木曜日までの休館日でありましたので、今回、新たに指定管理をするのを併せまして、伊藤伝右衛門邸につきましてはご存知のとおり、当初条例では月曜・火曜・水曜が休館日でありまして、運用で火曜・水曜だけを休館にしておりました。で、伊藤伝右衛門邸のほうにつきましても、今回現状に合わせまして火曜・水曜日の休館ということで文化課のほうで改正条例案を上程しているところでもありますので、それに合わせたところで今回、休館日を統一しているところでございます。

○ 吉田委員

開館日が違っていたわけですね。随分早くからあったということで、足並みが揃わなかった理由ですね。わかりました。

そしたら今度、週三日が五日になるわけですかね。伊藤伝右衛門邸が五日でしょ。そしたら、このように五日になることで、指定管理者のほうも、これは快く了承されたわけですかね。そのところ伺って質問を終わりたいと思います。

○ 商工観光課長

この休館日の改正につきましては、今回、指定管理者の公募の時から要綱の中にもうたっておりますし、事前に説明もしております。現在、伊藤邸のほうから大変多くのお客様が長崎屋のほうにも流れておりますので、指定管理を受けてあるところにつきましても大変歓迎をされているというふうに認識をしております。

○ 吉田委員

わかりました。そしたら、快く了承されてるというわけですね。はい、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第48号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第49号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 事業管理課長

「議案第49号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。議案書の124ページをお願いいたします。「議案第49号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」につきましては、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律が、国会で平成19年6月13日に議決され、施行されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。改正の具体的内容につきましては、議案書の126ページ、新旧対照表によりご説明いたします。まず、条例第4条及び第6条中におきまして、小型自動車競走法の一部が改正されたため、法第11条を法第14条に、また、法第4条を法第5条に、それぞれ改めるものでございます。さらに、第6条中におきましては、特例認可法人である小型自動車競走会が行っている業務、ちなみに競走前の検査、審判等でございます、これを、新たに設立される公益法人、財団法人に委託できるように法律が改正されたことに伴い、「小型自動車競走会」を「法第42条第1項の指定を受けた競走実施法人」に字句の整理をし、規定を定めるものでございます。なお、この条例は、平成20年4月1日から施行いたします。簡単でございますが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんでしょうか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第49号 飯塚市小型自動車競走実施条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、道祖委員から「所管事務の調査」として「地域産業の振興について」、調査したい旨の申し出がっております。おはかりいたします。本委員会として、地域産業の振興について、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、地域産業の振興について、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「地域産業の振興について」を議題といたします。道祖委員に質疑を許します。

○ 道祖委員

産業振興という形でご質問というか、最終的には要望という形になると思いますけど、やらせていただきます。ご承知のように、一般質問等で産業振興という形で、代表質問でしたか、市営住宅を造ったら、そこにかかる土木建設業の方々が潤う、そういう方たちの振興のために市営住宅を造るべきではないかというような質疑があったと記憶しております。しかし、市営住宅を一つ造るには、決算委員会の内容では、確か一戸あたり1,700万円かかるというふうに答弁があったと記憶しております。この1,700万円は、税金でやるわけですね。そういうことを考えますと、地域の土木建設業の方々の振興を図っていかなくてはいけないけれど、片や税金でやれるかということ非常に難しい問題があるのではないかというふうに思うわけです。しかし、近年の公共事業の削減で、確かに地域の土木建設業の皆さんは大変だというふうな声を聞いております。そこで考えるんですが、市が一生懸命、今、市の財産を分譲しております。そういうことで、住宅地については個人の人達が住宅を建てていっておると思います。このや

り方を、もう少し広げていただけないかな、というふうに思うわけであります。と申しますのは、一例を言いますと、鯉田の旧篠田団地。今、県立鯉田団地が建っておりますが、前の訓練校がありましたね。あそこと県との土地の交換で、5千坪の土地がバイパス沿いにあるわけです。これは、どういうふうに開発するののかということのお尋ねを、以前一般質問でしておりますけど、これは住宅用地として確保するんだ、そういうことで、用途としては住宅用地。そしてこれを、公募をかけました。1年半から2年近く前になると思いますが、5千坪の土地を公募にかけたわけです。しかし、売れません。市としては、そこを一括で業者さんに買ってもらって、マンションなりを造っていただきたいというふうに思ったんだろうと思いますけれど、あてが外れたというか、売れないで今日に来ております。だから私は思うのですけれど、ここを、土地そのものは市としては財産で考えるかもわかりませんが、売れなきゃ現金に替えられないわけですよ。ですから、何らかの形でやはり売却すべきだというふうに思うんですけれど、住宅用地として一括で払い下げる、売却するという方法よりも、僕はこれは場所的にはいいところにあると思ってますから、これを市が造成して、5千坪ですから、100坪単位にしたら30区画から40区画くらい取れるんじゃないかと思うんですよね。そういうふうに、市が造成して、それに見合った形で売却する、しかも、建築条件というんですか、それを付けて売却する。例えば条件としては、市内の工務店なり建設屋さんに住宅を建ててもらおうというような条件を付け、そして、宮若市が今度は定住政策として、固定資産税でしたっけ、所得税でしたっけ、それを減免するというふうな新聞発表があってございました。そのような方策等を作ることによって、地域の産業の振興にもなるし、定住政策も進むというふうに思うわけです。いたずらに大きな土地をそのまま持って、買ってください買ってくださいって言ったって、なかなかやっぱり5千坪、坪単価4万円としても2億円のお金です。それなりの事業計画を持たないと、企業は開発に乗り出してこないんじゃないかと思うんです。ちなみに言いますと、この土地は草がぼうぼうと生えておりまして、いろいろと空気上、悪い環境になってきております。そういうことを考えますと、この土地のことを言いますと、そういう開発の仕方ですっていただきたい。この土地に限らず、市がある程度まとまった土地があれば、やはり定住政策もやると言ってるんですから、自前の土地をどう開発するか考えていただきたいという思いなんですけれど、何かご答弁できることがありましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

#### ○ 産学振興課長

ただ今、委員からご指摘を頂きました、産業の振興の視点でのご意見でございますが、確かに地元企業、地場産業を育成するという視点からは有効な施策だろうというふうに考えるところであります。しかしながら、行政でそうした財産を持っている所管課が多岐に渡っております。そして財産処分の関係、それから行政が進めますまちづくりの視点等々、関係課が多くにかかってくる施策であろうというふうに考えております。でありますから、今後、関係課と十分、そうした地場産業の育成につながる施策を展開する一つの方策として、検討・協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。地域産業の振興についての所管事務調査は、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、地域産業の振興についての所管事務調査は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、上野委員から「所管事務の調査」として「旧筑穂町産業廃棄物処分場問題について」、調査したい旨の申し出がっております。おはかりいたします。本委員会として、旧筑穂町産

業廃棄物処分場問題について、所管事務調査を行うことに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、旧筑穂町産業廃棄物処分場問題について、所管事務調査を行うことに決定いたしました。「旧筑穂町産業廃棄物処分場問題について」を議題といたします。上野委員に質疑を許します。

○ 上野委員

今日の新聞にも載っております。旧筑穂町の放置産業廃棄物問題であります。皆さんご承知のとおり、地域住民の皆様が、県に対して撤去要求の提訴をされておりますが、去る2月25日、住民側の請求は却下されております。この件に関しまして、飯塚市として今後どのような態度で臨まれるのか、お聞きをしたいと思います。

○ 環境整備課長

副委員長が今おっしゃるとおり、この問題につきましては平成13年から旧筑穂町で起こった問題でございます。筑穂の産廃の義務付け訴訟の判決も出まして、それを受けまして6月1日には原告団はじめとして地域の方々に報告集会もあっております。その場に、私ども、関係の立場から出席させていただいておりますし、その前後、そういった方々の代表者ともお話を進めております。まず、こういった組織の見直し、それから今後、控訴は確か10日までに行われると思いますが、今後の進め方、いろんなことを十分お話を伺いながら、また当然この判決の中では、一定の、安定五品目以外のものが含まれるというような判決内容になっております。その辺も県は理解しておっておりますが、この辺も含めまして十分、今後協議していきたいと思っております。

○ 上野委員

旧筑穂町、飯塚市にとっても一番川上のところでございまして、当委員会でも、もう一度認識を深めるためにも、この旧筑穂町産業廃棄物最終処分場に関する資料、裁判に関わるもの、今までの経緯、これからどういうふうに地域の住民の皆様が考えてらっしゃるかというようなところを、ぜひ次回、資料として要求をしたいと思います。また、この問題になってる産業廃棄物処分場以外にも、飯塚市内には他にも中間処分場を含め、処分場はたくさんあると存じますが、その他の処分場に関しましても、わかる範囲で結構だというふうに思いますが、お持ちの資料、また、集められる資料があれば、この次の委員会の時に資料として要求をさせていただきたいと思っておりますので、委員長のほうでお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○ 委員長

執行部におたずねいたします。ただ今、上野委員から要求がっております資料は、提出することはできませんでしょうか。

○ 環境整備課長

いろいろお話を伺いまして、十分資料が整いまして、提出させていただきますので、よろしく申し上げます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま上野委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○ 森山委員

いろいろとこの問題につきましては、水問題ということで、以前おられました松隈さんが筑穂町のほうから、瓶を持って本会議場で臭いを示したりということで、本当に現実にあったものを出されたことと思います。二つ三つ、お伺いしますけど、このメンバーの方々は大抵たい

どれくらいでやってあるのか。それとも旧筑穂町の全体で、裁判のほうについては行ってあるわけでしょうかね、大体。福岡県に対して、代表者とかあるじゃないですか。訴えてある方々が、どういう方がいらっしゃるのでしょうかね。

○ 環境整備課長

今回の裁判の原告団ということでしょうが、この旧内住地区につきましては、大野、それから久保山地区という区があります。その中で、大野川の近辺、地域の方の中で、13名の方が原告となって、この裁判を今まで闘われてきました。今後、ここの区を中心として、いろいろお話し合いがされて、今後、何人で控訴されていくかということは、まだ私も承知しておりませんけれども、その区の中でまた話が進んでいるところだろうと思います。

○ 森山委員

ありがとうございます。そして、現在、我々飯塚市として、水質なんかの検査は大体どのくらいの形でしてあるのでしょうか。

○ 環境整備課長

まず、私の担当課、環境整備課でございますが、これは広く言いますと飯塚市全域、特に河川を中心といたしまして50カ所、検査をいたしております。その中で、この大野川につきましては、上流・中流・下流、いろいろありますけれども、3カ所程度検査をいたしております。これは年2回でございます。それから上下水道局におきまして、これは飯塚市民の飲み水の源でございますので、毎日、目視で調査をしながら、実際の検査というのは月に3回行っております。それで、区は河川を中心ということでございます。また、県のほうにおきましては、井戸水、確か6カ所、それから河川が1カ所だったと思いますが、検査をいたしております。今のところ、裁判の中でも報告がっておりますけれども、今のところ異常はないということでございます。ただ、水質の汚濁等につきましては、いろいろあるということでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

( な し )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件についての所管事務調査は、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件についての所管事務調査は、調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の5件について、報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「第7回『筑前飯塚・地産大豆de節分まつり』について」の報告を求めます。

○ 農林課長

報告いたします。第7回「筑前飯塚・地産大豆de節分まつり」について、ということで。地産地消の一環としまして、筑前飯塚・地産大豆de節分まつりを、去る2月3日、イイヅカコスモスコモンのイベント広場で開催いたしました。その概要について、報告いたします。実施主体につきましては、飯塚市、飯塚市農業委員会、福岡嘉徳農業協同組合、筑豊農業共済組合、大豆生産組合、飯塚市認定農業者協議会、及び飯塚ふれあい市で構成されました実行委員会であります。当日は小雨の中、約1,500人が集い、公募で参加の年男・年女の方、また来賓及び関係者が豆まきを行うとともに、地元で生産されました大豆を使った豆腐の無料配布や、地元産の農産物を廉価で販売し、地産地消に努めることができましたことを報告します。以上です。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市観光振興基本計画答申（案）について」の報告を求めます。

○ 商工観光課長

飯塚市観光振興基本計画策定にあたりまして、飯塚市観光振興基本計画策定委員会規則の規定に基づきまして設置された飯塚市観光振興基本計画策定委員会の審議が終了いたしましたので、その答申（案）につきまして、報告をさせていただきます。先日配布をさせていただいております、「飯塚市観光振興基本計画（案）」をお願いいたします。

まず、1ページに「はじめに」ということで、この基本計画の策定の目的を掲げております。2ページ11行目に「本市における観光の振興は、総合的な観光産業の振興による収入の増加や多くの来訪者を迎えることによる賑わいの創出を目的にするのはもちろんのこと、さらに観光をとおした市民参加型の観光まちづくりによって持続的に発展させていくことを目的にしており、観光を活かしたまちづくりを効率的に進めるための指針として、観光振興基本計画を策定するものである」と記載をしております。次に、計画期間につきましては2008年度から2017年度までの10年間としております。また、計画の位置づけにつきましては、第1次飯塚市総合計画にあげる将来像「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～人権・産業・学術・文化・自然の共生都市をめざして～」の実現に向けた観光分野の個別計画として位置づけをしております。

3ページをお願いいたします。第1章では「社会情勢の潮流と観光」ということで、社会情勢の流れと観光の現状と課題を記載しております。特にわが国に訪れる外国人は著しく伸びており、また、観光に対するニーズも大きく変わっております。また、観光は産業としてだけでなく「まちづくり」や「地域づくり」に効果があるといわれております。8ページから観光の動向ということで、国内の動向、県内の動向を示しております。

14ページの第2章で「飯塚市における観光の意義と現状」を掲げております。飯塚市における観光の意義といたしましては、観光は観光施設だけにとどまらず様々な産業と連携し、経済の活性化につながると考えられ、また併せて、観光振興を通じて地域全体を魅力化することで、市民が地域に自覚や誇りを持ち、「住みよい地域づくり」「自慢できるふるさとづくり」につながり、市民が来訪者に対するおもてなしの心の醸成や生き甲斐づくりなどを促進させることが出来ると考えられます。

30ページからは、第1章「社会情勢の潮流と観光」、第2章「飯塚市における観光の意義と現状」の結果から、「飯塚市観光振興の方向性と目指す観光都市像」を示しております。第1次飯塚市総合計画の「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～人権・産業・学術・文化・自然の共生都市をめざして～」を基本理念として、まちづくりや地域づくりと一体となって観光振興をはかることを基本としております。また、31ページに、基本理念を達せするための観光都市像を「地域全体の魅力を市民と観光客が共有できるまち」「市内外の観光資源・組織のネットワークが構築されたまち」「さまざまな分野が連携し継続的に発展するまち」と定め、観光まちづくりの推進をしております。キャッチフレーズは「プリーズカムいづか」とし市全体で観光客を積極的に迎え、もてなすことを目的としております。

33ページには基本方針を定め、観光地として観光客を受け入れる体制作りを整えます。基本方針は「市民が主役の観光まちづくり」など九つから成り、目標とする観光都市像を達成するため方針を定めております。また、36ページに推進体制、39ページにそれぞれの団体が横断的に連携を図るための観光推進連絡協議会の設置について記載をしております。この第3章が、飯塚市の観光振興基本計画にあたります。

40ページからは、飯塚市観光振興基本計画を推進していくために考えられる現在の飯塚市観光の課題を、「観光まちづくりに向けて」という観点から、九つの基本方針ごとに掲げております。また、41ページに観光振興の推進体制における課題を掲げております。

その課題を基に43ページから飯塚市の観光振興諸施策と具体的な取組みを掲げております。諸施策は九つの基本方針に対し、観光推進体制の整備など6項目から成り、46ページからの「推進プロジェクト」により、具体的な取組みについて重要な施策や早期実施可能な施策に取り組みでいくこととなっております。なお、44ページ、45ページにフローチャートをつけております。

資料編の1ページには各施策の優先順位と取組みをプロジェクトごとに挙げており、優先順位の高いものから積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、資料6ページからは新たな施策と既存資源やイベントの充実による観光プランを掲げております。

この観光振興基本計画につきましては、平成20年度からの観光振興の根幹となるものでありますので、本日報告をさせていただきましてご意見を伺いまして、最終的に観光推進基本計画書を作成し、観光基本計画策定委員会から齊藤飯塚市長へ答申をしていただくこととなっております。以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 藤浦委員

この観光振興基本計画案を見ていただいて、ご意見を頂いてということですから、あくまでも私これ、ざっと読ませていただいて、熟読したわけではありませんが、見させていただいて感じたことをちょっと申し上げてみたい、というふうに思うんですけど。その前に、商工観光課やボランティアガイドさんの方々の今の奮闘ぶりといいますか、健闘には、本当に頭が下がるというか、敬意を表したいというふうに思うわけですね。新・飯塚市になりまして、こんなにたくさん飯塚にも観光資源があったのかなということ、改めて認識をさせていただきました。まさに、観光資源をいかに活かしていくかという観光基本計画書が出来上がっているわけですけど、私はこれを読ませていただいて、飯塚市の観光資源のバックグラウンド、基本的にあるのは炭鉱の歴史だろうというふうに思うんですよ。炭鉱の歴史についてあまり語られていない。やっぱり、旧伊藤伝右衛門邸にしろ大浦荘にしろ、飯塚市の商店街にしても、嘉穂劇場にしても、これは炭鉱の歴史とともにずっと歩んできたものだろうというふうに思うんですね。炭鉱なくして伝右衛門邸なんて絶対あり得ませんからね。そういったことで、余りにも炭鉱の歴史というものを、意図的にかどうかわかりませんが、表に出しておられないということに、一つ、私としては、これは意見が様々にあるかと思いますが、私としてはちょっと不満を持っております。というのはですね、以前、二十数年前になります、奥田八二知事さんが誕生された時に、飯塚市に來られて講演をされた時に、「筑豊は福岡県の恥部だ」という発言をされました。この発言を聞かれた方も、この中にはおられると思います。で、その「恥部」という意味は、よく理解できました。しかしながら、県知事ともあろう方が筑豊地区を指して「恥部」だというふうに言われることに対しては、私どもはやっぱり怒りを覚えましたし、そのことについては抗議を申し上げました。その発言撤回のための行動も起こしたわけでありまして。そういった歴史認識というものがやっぱりあるのかな、という気はします。実は、今回の観光振興基本計画を作るにあたって、いろんなコンセプトがあったと思うんですが、実は齊藤市長とも、飯塚市の観光行政について、立ち話的ではありましたが、話をさせていただいた時に、奥田県知事の発言なり何なりの話もしながら、いろいろと談笑したわけですが、実は今の福岡県知事も、「あまり炭鉱の歴史を語るな」というふうに言われているというわけですね。これは知事さんを前にお話ししてはありませぬので、別に、言った言わないというのはいいんですが、私はむしろ、この飯塚市においては、今のこういった観光振興基本計画、行政としてやっ

ていくうえにおいては、歴史を語らずして、こういった、今、目の前に出てきている現象ばかりをPRしても、あまり響かないのじゃないかなというように思うんですよ。そこのところ、どうでしょうか。今、私の言わんとしているところ、理解していただけますかね。というのは、先ほどの一般質問の中でも公明党の八児議員が、炭鉱の遺跡についての質問をされてました。そういったものをどういうふうにPRしていくのかというようなことなんか言われてましたが、全く思いは同じではないかな、という気がするわけですよ。そこのところどうなんでしょうか。意図的にそういうふうに、炭鉱の歴史というのは。前段から見ても全然何もないんです。ただ14ページにね、「石炭から石油へのエネルギー転換によって」というのが、ちょこっと書いてあります。それだけです。

○ 商工観光課長

今言われましたように、炭鉱の歴史によりまして伊藤伝右衛門邸、それから嘉穂劇場なんかの観光資源が多くあるものかというように考えております。この基本計画の中におきましては、こういう観光関連のものにつきましては、近代化産業遺産という考えの中で、一つはプロジェクトの中にもうたっておりますし、20ページの「観光資源」の中にも近代化産業遺産ということの中で、旧伊藤邸、忠隈ボタ山、それから穂波の巻き上げ機台座等を掲げさせていただいておりますので、そういう歴史的なものにつきましては、そういう考えをもって進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○ 藤浦委員

ですからね、それはわかるんです。一つ一つをとらえて、そういうふうに採り上げられてるというのはわかるんですが、やっぱり飯塚市のこういった観光資源、資産というものを表現するとするならば、絶対グランドデザインの中にやっぱり石炭という歴史があって、その中から生まれたという、何かきっちりしたのが見えないものですから、何となく、ぼんと出てきた観光資源ばかりをPRしている。そのグランドデザイン、スケッチそのものがきちんと見えないものですからね、そこところがちょっと物足りないな、と。これは私が感じているものです。ですから、これはあくまでも案ということでしょうから、これがそのまま採用されるかどうか知りませんが、そういった部分について市長も、どうお考えか分かりません。しかしながらやっぱり、そこところは頑として、誇りを持って、炭鉱の時代、そういったものがあつた中から立ち上がってきたわけですから。そういうものをどんどんPRされていいんじゃないかな、というふうに思うわけですよ。部長、どうですか。

○ 経済部長

確かに、一時期、日本のエネルギーを支えたこの地域ですので、炭鉱という切り口もあると思います。ただ、今回、観光振興基本計画を作る中で、内野宿とか松木醤油屋、こういうものは、もっと前の時代といいますか、長崎街道の時代。こういうものを含めまして、全体的に見た中で基本計画を作っておりますので、炭鉱の時代のことを個別に書いていないというのが現状でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 森山委員

これは余談になりますけどね、私たち青年会議所におる時に、「きんちゃん」ってありましたね。ふるさと祭りの時に、ずっと各地域をまわる、二十何年になるかな。その時に、私たまたま迎える担当で出てたら、出演者がおらんから急遽出ろと言われたんですよ。その前に打ち合わせがあったんです。商工会議所は、その当時の専務理事が江藤大作さんで、我々としては炭鉱を中心として今の新しいまちがある、変わりつつあるんで、こういう形でいきたい、と言われた時に、江藤さんは、生まれた時代、苦勞された時代、我々は戦後に生まれてきてるから、斜陽化の厳しい時代しかわからないけれども、そこで言われたことは、もうボタ山は映すな、

と。撮影は、庄司の笠置のときの田んぼを映したりとか。じゃあ、何のために筑豊の飯塚が、我々の同級生が8時24分の熊本の汽車に乗って、みんなで見送った、出て行った人達が、この飯塚市がようやく形が変わる中で、見てもらうのに良いな、と我々は思った。ところが、商工会議所のトップの方々、ご年配の方々だろうと思いますけど、炭鉱を出すなということで非常にもめましてね。それで結局、「きんちゃん」の時も、遠賀川の土手を映したりとか、田んぼの稲を映す程度で、忠隈のボタ山は映らなかったんですよ。そういう時代で、そこで僕らもJ Cの中で、30周年に昔の炭鉱の缶詰を作ったりとか、上野委員が国旗の問題、茜染めの問題とか言うように、僕らがもういっぺん、飯塚のふるさとというものがあって、そしてその中で、田中市長の時に「飯塚市を変えよう」ということで、学園都市という形で来た。そういう、その時代とかあるじゃないですか。だから僕は、今、素晴らしい飯塚市が昇ってきてるから、源はこういうところから来たんだけど、特に伊藤伝右衛門邸とか嘉穂劇場というのは、炭鉱の主が舵取りをして、あらゆる角度でまちづくりをしてきてるわけでしょ、結局。だから今、部長が言われる意味も分かります。これは宿場通りという面を出してますよ、という。しかし、この中に、策定委員の方々をずーっと見ると、この中で炭鉱を知っておられる方、商工会議所で古くから飯塚におられる方が多いのかな、とか。それから深町さんとか。そういう形でしか感じないんですけどもね。だから私はやっぱり、何ら恥じることで何でもないし、炭鉱からこれだけ素晴らしい飯塚市に、僕はなったと思ってます。だから、結局、そういうのを含んだ中で、宿場街道であろうけど、しかし、日本で50%近い石炭を掘り出したのは筑豊でしょ。そういうものを、分かってあるんだけど、もういっぺん子どもたちについても、飯塚市の源を、僕は逆に知っていただきたいな、と思ってます。だから、もう少し、この先で言う、炭鉱のまちから現在のこれだけ素晴らしいものになったということ、逆にPRすることも大切じゃないかなと思っておりますので、その点はどのようにお考えでしょうか。

#### ○ 商工観光課長

この観光振興基本計画の中につきまして、今後いろいろ、観光のプラン等については推進していかなければならないというように考えております。その中で、先ほど申しました「近代化産業遺産」というくくりの中で炭鉱というものをしてるんですけども、現在、そういう近代化産業遺産といいますのは、世界遺産としての動きもありますし、また、現在、いろんな観光につきましては大きなテーマ性を持って動いているというところがございます。そういった観光資源が飯塚にはあるということで、今後、プランの中にも入れておりますけど、市内の観光コース、あるいは広域的なそういったルートを作りながら、今後推進をしていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○ 藤浦委員

あのですね、宿場町とか、そういう部類の観光資源というのは、何も、筑豊・飯塚だけではないんですよ。ずーっとあるわけですよ。下から上まで。で、私は、非常に特徴的なのはやっぱり「石炭のまち」であったという、この筑豊の歴史を絶対に消してほしくないということなんです。だから、県でも国でも、飯塚市、筑豊地区が何か「観光」という話をしたら、また何か補助金の話か、とかね。そういったイメージがあるから、前の知事の発言等があったのかなというふうにも思ひますよ。しかし今は、そうじゃないわけですから。どんどん再生してね、立派な飯塚市になってますよ。私は山口県の防府のほうに家内の実家がありまして、ここは三大天神の一つの防府天満宮というのがあります。ここは非常に、観光行政の失敗というのがあるんですね。というのは、太宰府と違って、太宰府は参道にずっとお土産店が並んでます。駐車場も参道の下にあるんですね。下なり横に、駐車場が。ところが防府天満宮は、天満宮の上に駐車場を作ってしまった。結果、ずっと並んでいた商店街、アーケードが全部疲弊してし

まった。せっかくの三大天満宮の一つがある防府市が、そういったことで失敗しているという事例もあります。だから、行政の方向性とか考え方、これはやっぱり成否を握る大きな鍵になるかというふうに思いますね。ぜひ、そのコンセプトの中に、ランドデザインの中にやっぱり、筑豊というのは炭鉱の歴史があって、そこからこういった今の飯塚市、今からの飯塚市を目指しているというものが顕れてきたほうが、私はいんじゃないかなというふうに思って質問しているわけでありまして。宿場町はどこにでもあります。炭鉱は、そうたくさんあるわけじゃありません。

○ 経済部長

貴重なご意見とお伺いいたしまして、ご意見を伺いながら、最終的に答申書を作り上げていきますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○ 委員長

はい、森山委員。

○ 森山委員

私、一番思ったのは1ページなんです。はじめ。1ページ目から「IT」とか。ITとか、ここ何年、10年くらいだろう。その前に、はじめに飯塚市の、特に1市4町合併した中で、ここはずっと炭鉱のまちなんです。だから1ページ目から、いつから飯塚市はこんなに都会になってたかね、という感じもある。だからやっぱりここはね、一つの物語を、新しい観光という行政をしながら、大きく言えば日本全国に知らせていくようになるのであれば、やっぱり飯塚市の歴史もある程度、この中に一条か二条くらいはちょっと、20年くらい前は必ず、炭鉱の中心でどうのこうのと、まず書いて、それから文章を作ってたじゃない。これ、1ページ目から全然、ないわけ、飯塚というものが。だから僕はもう少しね、小さい子どもたちにも、こういう歴史があるんだよということを知らせることが必要じゃないかと思ひますんで、部長、答弁はいりませんので、よろしくお伺いいたします。

○ 委員長

はい、道祖委員。

○ 道祖委員

これ、基本計画だから、これでいいんじゃないかというふうに思っておりますけれど、ただ心配なのは、10年間のあいだに、資料の1、後ろのほうを見ますと、時間軸が入っておりますけれど。A項目が20項目、B項目が27、C項目が12、合わせて59項目あるんですよ。大丈夫ですか。心配なのはそっち。というのは、前も言ったけど、的を絞ったほうがいいんじゃないの、というのが、正直なところなんです。先回も僕は言ったと思ひますけど、藤浦委員と同じようなことを言ったと思ひますけどね。手を広げすぎて、10年たったらどれも中途半端だったというふうにならないようにしないと。それをちょっと僕は心配してるんですよ。だからある程度、A・B・Cというふうに区分けしておりますけどね、そのうちから、どれとどれはA項目の特Aという形で、絞っていったほうがいいんじゃないかなというふうに思ひますけどね。だから、そういうやり方も必要になってくるんじゃないでしょうか、ということで、意見として言わせていただきます。これが出来れば最高ですけど、出来なきゃね、また絵に描いた餅かというふうになりますから、ちょっと、絵に描いた餅を食べられるようにするにはどうするか、もう少しご検討いただければと思ひしております。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

( な し )

はい、では、質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、『市民と行政との協働のあり方』作成について、及び「地域コミュニティに関する地区懇談会について」、以上2件について、一括して報告を求めます。

○ 市民活動推進課長

報告事項 2件につきまして、ご説明いたします。一点目は、「市民と行政との協働のあり方」についてでございます。今後、本市が市民との協働によるまちづくりを推進していくにあたりまして、お手元に配付しております「市民と行政との協働のあり方」として、市民との協働が必要になった背景や、「市民協働」とは何か、また、行政として求められる姿勢など、取りまとめいたしましたので、その概要について、簡単にご説明いたします。

第1章「市民協働の概念及び理念」から第5章「むすび」で構成しております。1ページの第1章の1で「市民協働が必要になった背景」を、2で「市民協働とは何か」、キーワードとして「理解と尊重、信頼関係、責任の自覚、対等なパートナー」を掲げています。3で「市民協働によるまちづくりの具体的形態」として、「市民参画、市民活動支援、事業実施に関するもの」の3項目を掲げています。4で「市民協働の理念」として「共生、参加、平等」を、5で「市民協働」によってめざすまちづくり」として3項目を掲げています。

4ページの第2章の1で「市民協働」の原則」として「自主性・主体性の尊重、対等・平等・情報公開・透明性の確保」を掲げています。2で「市民・行政に求められる姿勢」として「まちづくりの主人公が市民自身であることの自覚」、「行政として、情報の提供、各種の環境の整備」などを掲げています。

5ページの第3章の1で「市民協働」の取り組みにおける現状と課題」を、7ページの第4章の1で「市民協働」に関する全市的な合意形成」、2で「市民協働」に関する啓発及び公聴機能の充実」、3で「市民活動等への支援」、4で「行政内の体制整備・強化」を掲げています。最後に8ページの第5章で結んでおります。

平成20年度につきましては、これをもとに、より具体的な推進施策、及び本来の主要業務であります地域コミュニティの活性化に向けての基本計画などの策定にとりかかることとしております。

続きまして、地域コミュニティに関する地区懇談会についてでございます。1月16日の穂波地区を皮切りに、2月4日の筑穂地区を最後に、12地区公民館にて開催をしております。今回は、第1回に開催した地区懇談会の概要報告と、地域コミュニティに関するアンケートや中学3年生を対象にしたまちづくりアンケートの集計結果などの報告を行った後、地域社会の活性化について、意見交換を実施いたしました。参加者からは、「地域が活性化するためには、地域における人材育成が一番の課題である」という意見や、「市では予算上の問題で出来ないことを、地域がボランティア活動で実施している。実費程度の財政支援はしてほしい」などの意見が出されておりました。以上、簡単ではございますが、報告事項の説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

○ 道祖委員

資料が出てますのでお尋ねしますけれど、9ページにね、参考資料1として「宮崎市市民活動推進基本方針にある協働の形態を参考に作成」とありますね。協働の形態。社会的課題に対する市民と行政の多様な関係。で、ある意味では分かりやすいんですけど、これは、今、飯塚市が行われてることをこういう形で出したのかどうか。今後求める姿がこれなのか。どちらなんですか。

○ 市民活動推進課長

この表につきましては、全国的に、まちづくりを進めている市町村がこの方式でやっておりますし、飯塚市も今後、このような内容の中で進めていきたいと思っております。

○ 道祖委員

であるならば、例としていろいろ出されておりますけれど、これで今の飯塚市で行われてな

いもの、例えば「市民主導」のところで「市民の活動領域」というのがありますね。例として、自治会活動、地区の行事、NPO活動、ボランティア活動、政策提言、こういうやつの中で、何が足りないのか。例えば、真ん中にいきましょか。共催事業、共同実施、実行委員会、協議会。例として、イベント、市民体育祭、市民文化祭、市民講演会と書かれております、例として。何が飯塚市で足りないんですか。わかりますか、現状をここに書いてるんですか。それとも何か、もっとこれ以上のことを求めるものが例として出せますか。

○ 市民活動推進課長

今ご質問の「市民の領域」の例でございますけれども、今、単体として、飯塚市で一番大きな市民活動団体と私も認識しております自治会活動、また地区の行事、NPO活動等が、単体で行われているという実情がございます。これを総括的に行える方法が何かないのかな、ということで、今、先進地の中でもいろんな研究がされておりますし、飯塚市もやはりこういう中で、今、単体で行うことの現実的な厳しさが訴えられておりますので、そこら辺を注目しながら推進をしていきたいと思っております。また、真ん中の「共催事業、共同実施」、これにつきましては、先ほどもお話ししましたように、今後、各課とのいろんな連絡調整等々が出てきます。各課が持っている事業の中で、まだもう少し、そういった市民の方たちと協力しながらできるものがあるんじゃないかということで、今後、各課とそういった意味でいろんな連絡会議等を設ける予定にはしております。

○ 道祖委員

私が思うにはね、ここに書いてるやつは、「市民協働の領域」というのがありますよね、書いてる内容は、現行の飯塚市でやられてるやつをここに押し込めただけというか、やってることを確認しただけじゃないんですか。ぱっと例を見る限りでは、そんな感じがするんですけどね。

○ 市民活動推進課長

おっしゃるとおりでございます。市民会議の中でいろんな協議を重ねてまいったわけでございますけれども、はじめ、この例を提示せずに表だけで示したところ、内容がわからないということがありましたものですから、今、こういう形のもが行われていますよ、ということをご案内さしあげたということです。

○ 道祖委員

参考資料で言ってるから、ちょっと違うのかもわかりませんが、今日初めて見たんだと思いますからあれなんですけど、じゃあ、飯塚市はもう、協働の社会が出来上がってるかと理解してよろしいんですか。

○ 市民活動推進課長

ただ今から、その構築に向けて、どのような形で推進を図っていくべきかを検討していく予定にしております。例えば、花いっぱい推進運動、これも一つの協働の体系の中で進められていると認識しておりますけれど、ただし、今のような規模でいいのかとか、そういうことを科関係各課でもう一度、検査・検証していくということが、今後出てくるかと思えます。

○ 道祖委員

だから、僕がよくわからないのは、飯塚市が目指そうという協働というのは、一応基本的なことは、協働というのは出来てるんだという認識に立たざるを得ないのかな、と。この資料を見る限り。であるならば、他市と違う協働のまちをつくるんだったら、どういう一皮剥けた協働のまちをつくっていくのかが、ちょっとこれだけじゃ見えないんですけどね。

○ 市民活動推進課長

これはあくまでも基本構想的なものでございまして、先ほども述べさせていただきましたけれども、より具体的なものにつきましては、平成20年度以降に策定するというところで取り掛かる予定にしております。

○ 道祖委員

しつこく言いますが、協働、協働と皆さんおっしゃいますけれど、本会議でも議案に対して質疑しましたが、都合のいいところは協働といいながら、結局、議案提案の時には自分たちが決めたことをぼっと出してくるような感じを受けるわけですよ。だから、協働というなら、情報公開できちんとやらなくちゃいけない、日頃からコミュニケーションをよくしておかなくちゃいけないと思うんですけど、どうもそこまで至っていないような気がするわけですよ。だから、協働を進めるならば、もう少し意見交換を活発にしてやらないと駄目なんじゃないかな、と。皆さん行政は、市民の皆さんとは一生懸命やられてるみたいですけど、議会のほうとはなかなかコミュニケーションをとらないようになってるような気がいたしますのでね。ちょっとコミュニケーションをとるにしても、市民の方々だけではなく、もう少し議会ともっていただいて、やっていかれたほうが、こういうのを提案されても理解できるんじゃないかなと思います。ただ現状認識だけの話だったら、何も改めてこういうものを、追認するようなものを作る必要もないような気もいたしますので、ちょっと嫌ごとも言わせていただきますけど、良い協働のまちをつくるために、いろいろな形で意見交換をする場を持っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 森山委員

今、課長が言われる意味は7ページの4に書いてあるわけですよ。これを言ってもらえれば、道祖委員も僕らも理解できるわけ。これをもういっぺん言ってもらえれば。ちゃんと、前向きにやりますって書いてあるんだから。ただ、一つだけ僕の経験。協働ということで齊藤市長が言われて、自治会長さんの会議に行った時に、幸袋の保育所ですか、あそこに小さい公園がありますよね、保育所の。その地域の方々が、結局、その公園の掃除をする、と。今まで市役所がしてた。で、この前、協働とかどうとか、タウンミーティングがあつて、これは議員さん、こういうことですか、と。まあ、ご存知のように、このように財政も厳しいし、出来るところはやって、お互いが健康な状態を作るということ、これは手前勝手なことですよということでお断りして、理想論をしゃべりました。おじさんもお婆さんも来て、少し出来る部分は、例えばこの日に草むしりするから、行政側から何人か若い人が来て、取った草は今度トラックで運んでもらう、と。これが、今までは全部、市でしてたけれど、今度そういうことを含んだ中で、協力をお願いをするということが、小さなことですけど、これが市長の協働という形の一步の始まりですよ、と。おじさんたちが若い頃に、溝掃除する時に町内会長が出てきて、みんな泥まみれになって溝をさらって、そして市役所の人達も来て、そしてそれをトラックで運んでたじゃないですか、と。これにもういっぺん、出来る範囲の中に、ひとつ皆さんで出来るものはやり、するものはしましようということも言ってもですね、一番に思うのは、この策定されたメンバーの方、この方たち見ると多分、町内会長さんが主だろうと思います。どうなんですか、そのところは。

○ 市民活動推進課長

現自治会長の方も数名は入っておられます。

○ 森山委員

だから、一番にご理解を頂くのは、自治会長さんなんですよ。意外とわがまま言っておられる。自分の顔ばかり作って。どこ行っても僕はけんかします。なぜかわかりますか。自治会長さんに僕は言う。招集権はあなたの方にある、僕らにはないんですよ、と。だからその中に、こういう町内のことは町内で出来るような形で。今は老人ばかりでしょ。健康にさせるんだったら、ちょっと集まって、ほうき持っておいで、なんでそのくらいのこと、一週間に一度してごらん。みんな老人は話したいこともある、そういう場をもうちょっと自治会長さんが、何のためになって何のための自治会長をしてるかという目的を、もういっぺん考えてもらわない

といけない。特に、こういうことは一番仕事しやすいから。基本的に、掃除することから始まるじゃないですか。自分の家の庭を掃く、あそこの公園の草をむしろうか、そういうことを、自治会長さんは今は言わない。そういうことからコミュニケーションとっていただいて、うちの町内60世帯、90%が65歳以上。僕、若手です。だから、うちの町内、誰もいない。大きな声で僕、おばさん元気してるか、生きてるかって、ずっと大きな声で声かけてやらないと、本当に二・三日前、おばさん寝たきりだったって。だから、自分たちの町内くらい掃きましょう、こうしましょう、あれしましょう、そこでごみが溜まったら、環境整備課で、悪いけどトラック一台回してもらえないだろうかとか、そういうことが良いわけなんです。だから、もう一度言います、自治会長さんを一番に教育しないことには、これは始まん。嫌ごとだけではっきり言います。新聞載っても結構です。私は、自治会長さんが本当に、一緒に我々のまちづくりをどうするかということについて考えてもらわないと、なかなか協働はできないと思います。80%、自治会長さんの協力がないと、できません、これは。よろしく。答弁はいいません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「競走場大型映像装置設置工事の竣工について」、報告を求めます。

○ 事業管理課長

競走場大型映像装置設置工事の竣工について、報告させていただきます。この設備につきましては、事業収支改善計画に基づきまして、ファンへのより良いサービスを提供するため、平成20年2月23日のG I開設51周年記念レースから、LED、発光ダイオードと申しますが、LED画面による大型映像の提供を開始したところでございます。画面の大きさは200インチ、総工費は、8,914万5千円です。これによりまして、場外発売時の臨場感高まる迫力ある映像がお客様に提供され、より多くの集客を期待しているところでございます。ファンの皆様の反応というのは、大変良い感触でございました。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。